

地域教育計画論研究（その一）

藤岡貞彦 山本由美 荒井文昭
平塚眞樹 安藤聰彦

Essays in Regional Planning of Education
— A case study of KAWASAKI city —

Sadahiko FUJIOKA, Yumi YAMAMOTO, Fumiaki ARAI
Maki HIRATSUKA, Motohiko ANDO

This is an attempt to clarify main aspects of the changing process of the educational structure of Kawasaki, one of the most advanced informational city in Japan. In the mid - 1980's three plans for educational reform were submitted by the different sectors in this city, and some works were launched. Here are dealt with such fundamental themes as popular control of schools, citizen participation, the secondary & post - secondary education system, and the quality of environment for children.

目 次

1. 地域教育計画論研究（1985～1989年）の総括にあたって
2. 川崎市の教育計画に見る教育の住民自治
3. 自治体における教育参加の計画化と住民組織の動態
4. 川崎における後期中等教育以後の教育制度問題
5. 子どもの発達環境としての都市
6. 教育計画基本文献目録（川崎編）
7. 研究日程（1985～1989年）

1. 地域教育計画論研究（1985～1989年）の総括にあたって

藤岡 貞彦

1983年秋、本研究室の牧征名教授から、藤岡に、大学院の授業「地域教育計画論研究」への非常勤講師として出講するようにとのご依頼があった。

藤岡は、84年3月からの長期在外研究がすでに決定していたので、1年間延期してくださるようお願いし、85年10月から89年までの5年間の出講、すなわち院生諸君との共同研究をお約束した。

1985年10月、演習形式で「地域教育計画論研究」が発足した。第1回の報告は、90年春、静岡大学へ赴任した梅沢収君の「〈60年代教育計画〉批判の視座」であった

と思う。

大学院講義（=共同研究）は、以来、毎年、2単位（毎週1回、6ヶ月）の授業としてづけられ、89年1月をもって4年間が終了し、5年度目は共同研究のまとめの作業にあてられた。

今回、ここに報告するのは、3回に分載して発表される「共同研究（その一）、川崎調査のまとめ」である。本『紀要』誌上で、以後2回の発表が予定されている。

5年間におよぶ共同研究の過程は、私にとってまことに有意義であり、楽しいものであった。牧・浦野両教授もたびたび参加され、新潟県民教育研究所八木三男副所長も社会人入学第1号として加わられた。ゼミナリスティンは、教育行政研究室院生の過半にとどまらず、東京都立大学と一橋大学の双方にまたがったので、実質上の連合大学院の形となった。5年間の参加者は延20人におよんだ。メンバーアの構成からみて、教育行政研究室と一橋大学教育社会学共同研究室の共同作業であった、といえるだろう。

私は、共同研究の責任者として、発足当初、4点の研究の方針を明示した。

- (1) 共同研究は85年10月に始まり、90年3月をもって終了する。成果は、『研究室紀要』に公刊する。
- (2) その成果を、戦後日本教育史をかきかえる仕事の土台とする。
- (3) 研究グループとして
 - (a) 理論部門（比較研究をふくむ）

- (b) 歴史部門（教育計画の歴史）
 - (c) 現状分析部門
- をおき、参加者は分属する。
- (4) 研究グループ所属のいかんを問わず、全員が現地実態調査に参加する。

進行のなかで(b)グループは成立せず、全体として(c)グループに傾斜のかかった研究へと移行した。私は、神奈川県川崎市・千葉県柏市・長野県望月町・大阪府寝屋川市への、調査地決定のための予備調査を提案し、中野区や日野市への訪問も提起した。結果は、川崎・柏・望月3ヶ所の予備調査にとどまり、87・88年の本調査では、川崎・柏両市が調査対象地としてしばられ、2年間の継続調査、より正確には参与観察（Participation Observation）がなされた。

本報告（その一）は、そのうち、神奈川県川崎市における地域教育計画の策定と進行の過程への参与観察記録である。次号以降、柏調査と理論研究グループの報告が続刊される。

戦後教育計画をふりかえると、その展開には四つの段階が画される。

- (1) 1950年代の地域教育計画の時代
- (2) 人的能力開発論に依拠する1960年代の長期総合教育計画の時代
- (3) 自治体革新を根拠とする地域教育計画再興の時代
- (4) 臨教審答申後の生涯学習政策に対応する地域生涯学習計画の時代

共同研究の発足の時点80年代半ばは(3)から(4)への移行期にあたっていた。首都圏においては、川崎と柏は、移行以後から教育委員会が計画づくりに着手し、その策定に努力してきた自治体である。川崎市教育懇話会（会長・破井正久）報告『いきいきとした川崎の教育をめざして』（1986年）と、柏市教育計画研究委員会（会長・伊藤三次）『柏市教育計画』（1987年）の二者は代表的地域教育計画としてまさに80年代半ば、臨教審答申以前に、答申を意識して策定されたものであり、さればこそ〈構想－策定－実行〉のプロセスへの参与観察は、『本郷町地域教育計画』（1948年）以来の40年をしめくくる研究となつたと私は自負している。

教育行政学科は、かつて、故宗像教授の指導によって、研究室をあげて保谷町の勤評下の現実を調査するなど、教育法社会学への志向にたつ実態調査の伝統をもつていた。本報告を契機に、この伝統が再興されることをねがう。そして、80年代を総括するこの試みが、浦野教授をリーダーとする1960年代研究と合流して、戦後日本教育史を〈現代企業社会と教育〉のシエマからかきかえるた

めのエネルギーとなることを切にねがう。」

（1990年5月12日）

付記 本報告（その一）の編集責任者は山本由美君であったことを記しておく。

2. 川崎市の教育計画に見る教育の住民自治

山本由美

はじめに

「教育の地方自治」はわが国の現行教育法制の基本原則の1つとされる。しかしその、「教育」という概念の内容と、地方自治を具体化するルートについては様々な議論が存在する。教育行政の地方自治と狭義の教育の地方自治の関係に関しては、未解決の問題として残されていると言える¹⁾。地方自治の構成要素として、団体自治と住民自治が挙げられるが、特に住民自治はきわめて重要な要素と言われる²⁾。教育行政の住民自治と、狭義の教育の住民自治とはどのような関係構造を持っているのだろうか。そこでは、学校自治が前提となって教育行政の住民自治が十全なものとなりうるか、という点が重要な問題となろう。教育法的課題として明らかにされていないこの問題に関して、制度の現実態から学べきものが多いと思われる。

さて、まず、教育行政の住民自治と、狭義の教育の住民自治に関する、主な実態分析的な先行研究は以下のように、分類することができると考える。

1) 教育行政の住民自治 — 教育行政への親・住民参加

教育行政における地方自治のための法制度として旧教育委員会法による公選制教育委員会制度があった。特に、教育委員の公選制は住民自治の原則を最も直截に表現したものであった。その後、公選制は地教行法によって廃止されたが、住民の直接請求によって成功した中野区の準公選制教育委員会制度は、住民運動を背景にした教育行政への住民参加が具現化したものと評価される。しかし、親の、学校と教師への不満が、学校自治のレベルで取り上げられないために、教育行政を通して機能することが期待されたものである、という評価も一方でなされるだろう³⁾。

2) 学校自治への親・住民参加

(a) 非制度的な実践を対象とする研究：特に制度的形態をとらない、父母・住民による学校自治への参加、いわゆる「学校づくり」論など、兵庫県府中小における父母・住民の学校参加の事例などがこれにあたる⁴⁾。

(b) 学校参加法制を対象とする研究：近年比較法的に注

目されている。例えば、イギリスにおける学校理事会制度⁵⁾、西ドイツにおける学校父母会議⁶⁾などは、学校自治への親・住民の参加を保障するものである、といわれる。

さて、近年川崎市においておこなわれている地域教育計画の中で、理念的に中心的なものが1986年の「いきいきとした川崎の教育をめざして—川崎市教育懇談会報告—」である。同報告において、教育の住民自治を制度化するための構想として打ち出されているのが小学校区を単位とする「地域教育会議」であると言われる。本論文は、この「地域教育会議」が前述の分類においては2)の(a)と(b)にまたがる構想であると考え、(a)その理念としての特質、(b)制度化されつつある中での実態と問題、そして(c)理念と実態とのズレに見られる、同制度の意義と限界を明らかにしたい。

(1) 「川崎市教育懇談会」報告書における「教育の住民自治」の制度化構想

川崎市では伊東市長の革新市政の下、1984年6月より「川崎の教育推進事業」が始められた。これは、市民による「川崎の教育を考える市民会議」（以下、市民会議と称する）、学識経験者による「川崎市教育懇談会」および行政側による「行政連絡会議」の連携により、2年計画で進められたものである。全小学校区を含む市内242箇所で行われた約4万人の市民参加による市民集会での討議をもとに、86年11月1日、「川崎市教育懇談会」（以下、「生き生き懇談会」と称する）の最終報告「いきいきとした川崎の教育をめざして」が市長に提出された。これは、これまで進められた推進事業の成果を一つに結実させたものであり、また、その後の川崎市の教育計画の方向性を大きく規定することを期待されたものであった。

同答申は「川崎の子どもたちは元気か」という問い合わせから出発し、まず、子どもたちを起点として、その発達を保障していく学校・親・地域住民の共同の在り方をうたったものである⁷⁾。この答申では多くの提案がされているが、「答申を生かしていく最大ポイント」といわれているのが「地域教育会議の提案」である⁸⁾。同制度は、前述の「教育の住民自治」を具体的に制度化すべく構想されたものである。この提案の特色は以下のようなものである。

- (a) 制度の慣習法的成立が構想されている。
- (b) 審議の対象が教育および教育行政に限定されることなく市政全般とされている。

まず、地域教育会議は小学校区ごとに行われた市民会

議を基盤にして小学校区ごとに設置され、「教師、親、住民の教育意見を交流し、合意形成をはかる組織⁹⁾」とされる。ここを基礎に「中学校や行政区レベルのさまざまな教育組織、市民組織との連携をはかりながら、必要に応じてより有効な地域教育組織の構築をはかってい¹⁰⁾」き、さらには一般・教育行政と接点を持っていくという方式が構想されている。地域教育会議の場合最も特徴的と思われるが、今後それが慣習法的に成立していくことを期待されている、という点である。すなわち、2年間の市民会議が「行政サイドから働きをして呼び水をしてつくってきた¹¹⁾」ものであるのに対し、地域教育会議は、今後ボランタリーな組織が小学校区を単位として合併していく、という形をとるべきとされたのである。このように法制度化の前提としてまず慣習法的な成立が望ましいとされたことには2つの理由がある。第1に、制度が形骸化することを危ぐし、「ある種の行政の末端機構的な意味ができるだけ薄くしよう¹²⁾」としたためである。「教育委員の準公選をやっても、……あとは形骸化する、選挙もまったくまづくなってくるということになるので、準公選への発展性のあるものとして……日本の市民社会の政治文化を変えるという意味でも、地域教育会議には重要性を置いている¹³⁾」という委員の意見も見られる。西ドイツの父母参加制度などの形骸化が言われる今日、この慣習法的成立を待つという構想は画期的であると思われる。

第2に、川崎市の場合、南北に長く、それぞれ独自の性格を持った地域によって構成されているため、地域によって個性豊かな教育会議ができることが期待されているのである。そのためには、「上から」全市に画一的な制度を確立することは望ましくないと考えられたのである。

さらに(b)にあげたように、地域教育会議は、「中心的には自校区内のこととを討議する」が、「教育行政をはじめ、市政全般にわたって協議し¹⁴⁾」ても良いとされる。教育行政の一般行政からの独立の原則により、一方で教育内容が政治に干渉されてはならず、他方で教育行政の側からは一般行政に対して積極的に施策を要求していくことが認められていた。例えば、教育委員会法下の公選制教育委員会は市議会に対して予算原案送付権を持つことによって、教育行政の側から一般行政に施策を要求するルートを有していた。

(2) 制度具体化における問題

① 小学校区における地域推進事業

それでは、同制度はどのように制度化されているのか。

答申を受けて1986年12月に川崎市教育推進事業検討委員会が設置され、答申内容の具体化を進めていった。すでに、答申審議中から、それを先取りする形で学校レベルで86年度から「教育活動活性化事業」「学校・地域連帯モデル事業」が進められた。教育活動活性化事業は川崎市内の幼稚園から高校までの段階で、初年度予算13万、2年度23万、3年度27万円の委嘱研究をおこなうというものである。例えば、生徒会で継続的な地域の施設の慰問、和紙の作製（高津中学）などが行われた。教育委員会は教科活動を事業の対象としないように指導したが、実際に学校では社会科に使われることが多かったと言われる¹⁵⁾。学校側が市民会議を通じて得られた住民との信頼感を基礎に、校区の地域、自然、人材、などを利用したものが多い、という評価もある¹⁶⁾。

学校地域連帯モデル事業は、全小学校に10万円の予算をつけ、町会などを中心とした地域の人々とともに事業を行うというものである。実行委員は住民から構成されており、将来的には地域教育会議のようなものになることが期待されていた、と言われる¹⁷⁾。この学校地域連帯モデル事業は、地域教育会議の設置単位である全小学校区で行われたこと、活動内容は各学校の任意とされ地域の実態にあった事業が行われたこと、それまでの市民会議で培われた学校と住民の信頼関係を基礎に地域住民の積極的参加などが見られた、と言われる¹⁸⁾こと、などから、答申で構想された地域教育会議の萌芽的形態であると考えても良いと思われる。

それでは、その後、各小学校区で同事業はどのように進められていったのだろうか。

表1は、各小学校（116校中76校）の主な活動内容を各学校の地域連帯推進委員会の報告（神奈川新聞川崎支部「学校が変わる—地域との連帯を求めて—」シリーズより¹⁹⁾）をもとに山本がまとめたものである。地域連帯事業の中で各校が一応自校の「目玉」としている活動であると考えられる。

《なお、川崎市を地域毎に分類する際、南部（川崎区、幸区）、中部（中原区、高津区）、北部（多摩区、麻生区、宮前区）に分ける方法が一般的であると思われるが、本分類は神奈川新聞の分類、南部（川崎区、幸区、中原区）北部（高津区、多摩区、麻生区、宮前区）に拠った。同連載は連載途中であり、116校中、北部34校が未掲載である。》

実施状況を見るいくつかの特徴があげられる。まず、学校が正規の教科活動で地域教材を取り入れたり、地域の人を招くなどの地域との交流をおこなっている所はそれほど多くないが、川崎市北部、久末小、大谷小など、

表1

地 域	南 部	北 部
教 科	<ul style="list-style-type: none"> ・殿町小…地域教材のりつくり昔と今（社会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・久末小…地域教材（家庭科・国語・社会） ・東福寺小…地域の竹を教材（図工） ・宮崎台小…地域おしえ作り（図工） ・大谷戸小…郷土学習昔と今（社会）
行 事	<ul style="list-style-type: none"> ・大師小・古小・京町小…子どもまつり ・南河原小…収穫祭 ・新町小…親子キャンプ ・桜本小・東桜本小…ふれあいのつどい ・宮内小…子ども文化の日 ・平間小…夏のフェスティバル ・向小…菊まつり集会 ・御幸小…親子交流会 ・東小田小…敬老集会 ・上丸子小…昔の遊び集会 ・中原小…竹馬集会 ・日吉小…サマースクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・稻田小・大谷戸小・平小・玉川小…子ども祭り ・菅沼小…収穫祭 ・柿生小…敬老の日行事 ・浅田小…菊祭り集会 ・登戸小…収穫祭 ・東高津小…ふれあいフェスティバル ・東菖小…菖蒲のさと祭り ・渡田小…子ども手作り祭り ・西梶谷小…夏休みレクリエーション
地域事業	<ul style="list-style-type: none"> ・古川小…クリーン古川（地域清掃） ・南加瀬小…町をきれいに（地域清掃） ・木月小…地域菊づくりクラブ参加 ・田島小…あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・登戸小・南百合丘小…あいさつ運動
地域教育協議会（の萌芽か）	<ul style="list-style-type: none"> ・藤崎小…地域懇談会（夜間） ・下沼部小…親と教師のふれあいの集い 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋小…橋っこを考える集い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉小…お年寄りに手紙を送る ・小田小…「学校だより」 ・新城小…アメリカ学校との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・久地小…米作り体験教室

農業地帯が残っている地域において、地域の農業や自然、風俗などを教材化している例がいくつか見られる。南部地域に1例だけ見られた殿町小では、古くからの地場産業であったのり産業の歴史を、元のり業者だった老人などから学習する、というものである。主に北部農業地域を中心に地域産業を教材化していることはひとつの特徴であろう。いわゆる「学校を地域に開く」実践は数多く紹介されているが、その一つの典型例として、村山士郎らによる兵庫県府中小学校の実践がある²⁰⁾。その実践もこれらに類似しているが、まず子どもたちの実態に危機意識を持った教師たちによる、地域の子どもの生活、大人の生活に関する調査とその結果の公表が行われ、それが教師と父母の共通認識になり実践が組み立てられている²¹⁾。また、農業地の特色が強い府中小では地域における「現代の農業の課題と結びつ²²⁾」いた社会科実

地域教育計画論研究（その一）

践が目指される。これに対し、川崎市の場合、特に事前の地域調査が学校で行われている例はそれほど見られない。また、農業地域はむしろ例外的であり、商工業（先端産業などを含めた）に従事する親たち、都内に通勤する親たちの生活などを、地域の学校がどう対象化していくことができるかということが大きな課題となろう。

第2に、南部北部に共通して、祭りなど学校行事などを地域に開放して行う例がかなり多く見られる。これは、学校が主催し、PTA、町会、地域住民、あるいは地域の老人などが参加、協力して行う形態が最も多い。

第3に、南部を中心に、地域清掃、あいさつ運動など、従来の町内会活動に相乗りする形で行うと思われる活動が、見られる。すでに、川崎市教育懇談会発足の時点で、市内の各種団体代表が委員となった。しかし、選ばれた40団体は、古くからの、相対的に保守的な性格を持つと思われる川崎市全町内会連合、青少年指導員連絡協議会、ボーイスカウト連絡会などが多くを占め、学校と地域との新しい共同を望む一部住民などから批判の声があがったこともあった。しかし、それらの団体は市民会議の開催などに積極的であったという評価もある²³⁾。一部の地域では、市民討議などを通じて、学校と町内会等の団体のある種の協力関係が生まれたという評価も可能かもしれない。

最後に、地域教育協議会の萌芽か、とも解されうる活動が3校でみられた。特に、藤崎小の夜間の地域懇談会は、87年度から毎年1回、共働きの親も参加できるように午後6時半から3つの町内会館で教師、親、地域住民が出席して開催される。しかし、いずれも年一回の割合であり、日常の教育にかかるきめ細かな議論が行われているとは予想されにくい。

このように、校区によって地域の独自性に応じた様々な活動が行われている点は、前述のように慣習法的に制度の成立を構想した当初の理念に即しているともいえよう。しかし、萌芽的形態は僅かにみられるものの、継続的な地域教育協議会の確立はいまだ実現していないと推測される。答申を具体化するために設置された川崎市教育推進事業検討委員会は教育委員会の指導課に属することになったため、「生き生き懇談会」の理念、構想が完全に継承されていないという評価もあるが、基本的には答申のいくつかがとりあえず選択的に実施されていたと言えよう。

② その後の制度構想、川崎市教職員組合による「校区教育協議会」から行政主導「地域教育会議」構想へ

川崎市の場合は、答申の地域教育会議以外にも競合する

参加制度構想が見られる。まず、川崎市教職員組合による「校区教育協議会²⁴⁾」があげられる。設置単位が中学校区であること、より制度的な形式性が整っていること、などが「生き生き懇談会」の地域教育会議との大きな相違といえよう。校区教育協議会は、教職員代表、父母代表、社会教育関係者代表、住民代表、子ども・青年代表、から構成され、必要に応じては教育委員会との交渉を持ちうるものとされ、「地区教育委員会へと発展させていくことも考えていい²⁵⁾」とされている。校区教育会議主張者による、「生き生き懇談会」の地域教育会議に対する批判は以下のようなものである。

- (a) 「会議」であるため、合意形成を得た上で行動に踏み切るというニュアンスに欠ける。
- (b) 住民の意見の反映をスムーズに行うための制度として保障されていない。
- (c) 小学校区を設置単位とするが、校区内の社会教育活動などを有機的に結び付けていくという観点からは中学校区が望ましい²⁶⁾。

しかし、第1と第2の批判点は、前述のように制度的形骸化を防ぐため、意図的に形式化を避けたものであり、むしろ「生き生き懇談会」の地域教育会議独自の特徴ともいえる点であろう。第3の批判に関しては、ある程度説得力があると思われる。

一方、教育委員会においては、前述の川崎市教育推進事業検討委員会が88年3月に報告書「川崎市教育懇談会『報告書』に係る実施事項について」を提出した後、解散したのに続いて、1989年4月、「川崎市教育懇話会」が発足している²⁷⁾。同会は、生き生き懇談会の構想の制度化をさらに進めるために設置されたものであり、研究者、元教師、自治体職員等7名からなる。当初は川崎市の生涯教育構想に関する審議を行っていたが、同年12月「地域教育会議」がそこでの第2の検討事項に上っている²⁸⁾。同原案は川崎市教育委員会青少年教育課が構想したものであるが、市議会では川崎市教職員組合出身の議員から何度か要望があがっていたものであり、その要望がある程度具体化したものと言ってよからう²⁹⁾。この行政主導の「地域教育会議」制度（以下、行政主導「地域教育会議」と称する）は、すでに市議会で90年度市予算がつき、同年5月中にモデル校（南部、中部、北部各一校）が決定され、91年度にはモデル行政区の設定、92年度には全行政区での実施が予定されている。同制度の特徴は次のようなものである。

- (a) 設置が任意ではなく、制度的形式が比較的整っている。
- (b) 中学校区に設置される。

(c) 子ども文化センターなど社会教育機関が運営の中心になり、学校の課外活動に関する事項を協議する。「生き生き懇談会」における地域教育会議の場合、慣習法的成立が構想されていたのに対し、同制度は一律に行政が制度化を進めるものである。そのような措置がとられることに対して、元川崎市教育長の岩淵英之氏は、「生き生き懇談会」答申以来5年を経て、教育イノベーターなどに見られるように地域の教育力の存在に自信がついたため、制度化を手掛けた、と述べている³⁰⁾。しかしその見解に対して川崎区の元PTA会長であった笹岡氏から、「まだ川崎市の地域にはそのようなエネルギーはない³¹⁾」という反論も出ている。

さらに制度化が急がれることの背景には、川崎市教職員組合の要求である学校5日制との関連がある、とする見解もある³²⁾。川崎市教職員組合出身の市議会議員菅原敬子氏は次のように述べている。市内ではすでに14校が学校5日制を採用しており、教職員は土曜日に交替休暇制を取っている。同制度をさらに定着させるために、学校外活動の充実、それに当たる機関、人員の整備が課題となるのである。それゆえ、地域教育会議をそのような目的のために利用することは有効である。

これらの点から、同制度が社会教育機関を中心に行われる、という(c)の特徴も説明することができる。学校教育が対応し切れない学校外活動を社会教育が分担するのである。いずれにせよ地域教育会議の設置が急がれる背景に明確な父母・住民の要求を見ることはできない。また、同議員は、地域教育会議によって、学校内の教育情報が父母・住民に提供されることが重要である³³⁾、と述べている。父母・住民が学校内の活動に関わる事項に直接要求していくことの保障までは、念頭に置かれていないのである。

さらに、地域教育会議は川崎市教職員組合の要望通り、中学校区に設置することが予定されている。これは、将来的には小学校区にも拡大する予定であると言われる³⁴⁾。委員の選出に当たっては公募制を取る、など工夫がなされている³⁵⁾。しかし当面同事業を進めるのは、87年度以来各中学校区で進められている青少年地域活動促進事業の推進体として設置されている、青少年地域活動促進委員会とされている。同事業は小学校区における地域連帯推進事業と同様に、行政が各校に予算（1校14万円）をつけ自由な活動を行わせる、というものである。しかし、小学校の事業の場合と異なり、そこでは地域の健全育成運動、地域パトロールなど、むしろ生徒を「取り締まる」性格が強いものであったと言われる³⁶⁾。それは「保守的な、教育を監視する立場になりかねない

³⁷⁾」とする見解もある。そのようなことから、「生き生き懇談会」が構想していた「地域教育協議会」との間には制度上のギャップがあるようと思われる。

(3) 川崎市教育計画「教育の住民自治」制度化における意義と限界

当初に述べたように、「生き生き懇談会」に見られる「地域教育会議」構想は、慣習法的成立が待たれたという点において、様々な参加制度構想と比較しても独自性と意義を持ちえたと思われる。それは、制度の形骸化を避け、あくまで父母・住民サイドに立った発想であると思われる。また、緩やかな接点を持ちながら行政とつながっていく、という点でも、学校自治のレベルでの父母・住民参加と、教育行政への住民参加との新しい関係を呈示していたと思われる。しかし、実際に教育委員会、教職員組合が主導となって進めてきた制度化の中で、その点がむしろ捨象され、教職員の利害が重視されがちであるように見える。また、実際に各小学校区で行われた地域連帯推進事業においても、日常的な教科活動にまで地域の父母・住民が参加する事例は多くなかった。そのことからも学校が開かれることの困難性は指摘できよう。

しかし、の中にも、わずかながら、市民会議などで生まれた信頼感を背景に、教師と父母・住民が協議していく萌芽的状況は生まれている。様々な要求を反映しながらも、学校における父母・住民参加の制度化が進んでいることは事実であり、「地域の教育力」と呼ばれるものが変化していることが予想される。その点については、現状の評価も含め、一層の研究が必要とされよう。

註

- 1) 室井力「教育における地方自治の保障と教育法」「講座教育法6 教育の地方自治」1981年 総合労働研究所 15頁。なお同旨の問題提起としてとして藤岡貞彦「住民自治と教育要求」「日本教育法学会年報4号」今橋盛勝「教育法と法社会学」三省堂 1983年 257頁などがある。
- 2) 室井前掲論文
- 3) 同旨のものとして、佐貫浩「教育参加と教育行政参加の構造」「教育法学の現代的課題」1984年 日本評論社 81頁。
- 4) 村山士郎・久富善之・佐貫浩編「学校の再生—兵庫県府中小の教育実践—」1984年 労働旬刊社 など多数
- 5) 例えば 横 達雄「イギリス1944年教育法改正の動向と課題—親の教育の自由と参加を中心に—

- 「日本教育法学会年報」第18号 1989年など
6) 例えば 竹内俊子「西ドイツ学校法の動向と特徴
— 学校における『参加権』の意義と限界 — 」「日本教育法学会年報」第18号 1989年など
7) 川崎市教育委員会「いきいきとした川崎の教育をめざして」1985年 なお同報告が掲載されているものとして、篠原一、牧恵名編「地域からの教育計画」1987年 総合労働研究所 があり、本論文内での答申はその掲載ページ数による。
8) 同 161ページ篠原発言より
9) 同 98ページ
10) 同 98ページ
11) 12) 同 162ページ牧発言より
13) 同 161~162ページ篠原発言より
14) 同 98ページ
15) 16) 17) 18) 1988年11月9日 元川崎市教育委員会指導課指導主事（「生き生き懇談会」事務局）当時、川崎市ふれあい館館長 江頭秀夫さんへの聞き取り調査より
19) 神奈川新聞川崎版「学校が変わる — 地域との連帯を求めて — 」1988年7月4日より毎週月曜日連載 現在も連載中
20) 21) 例えば 久富善之、佐貫 浩、村山士郎「学校の再生」「教育」1982年6月号など
22) 同17ページ
23) 前掲江頭さん、および1988年11月9日川崎市教育委員会指導課山本憲生さんへの聞き取り調査より
24) 川崎市教育文化研究所、地域に根ざした教育を探る専門委員会「校区からの教育改革 — 校区教育協議会の研究 — 」1987年
25) 同 73ページ
26) 同 73ページ
27) 28) 1990年3月、川崎市教育委員会指導課 — 「川崎市教育懇談会」担当 — 隅田康之さんへの聞き取り調査より
29) 1990年4月27日、川崎市議会議員（川崎市教職員組合出身）菅原敬子さんへの聞き取り調査より
30) 1990年4月28日、川崎市民フォーラム「今川崎の教育問題は？」における元川崎市教育長岩淵英之さんの発言より
31) 同フォーラム討論の発言より
32) 33) 34) 前掲菅原さんへの聞き取り調査より
35) 36) 前掲岩淵さんの発言より
37) 38) 前掲菅原さんの発言より

2. 自治体における教育参加の計画化と住民組織の動態

荒井文昭

(1) 川崎における教育参加の計画化をめぐる問題

1969年に地方自治法が一部改正されて自治体による社会計画の策定が義務づけられて以来、自治体による各種社会計画づくりが問題化してきている。そしてその計画化に住民参加を重視したものか生まれてきている。つまり上位計画の下請け的な地域計画に対して、その地域における住民参加と積極的に応答しあって進められる自立的な地域計画が生まれてきている。

この住民参加を重視する傾向は、教育計画にも取り入れられてきている。たとえば、川崎市長から諮問された教育懇談会の答申『いきいきとした川崎の教育をめざして』（1986年11月）には「地域教育会議」という、教育への参加組織の構想が提案されている。また、川崎市教職員組合から委嘱された専門委員会が1987年5月に提出した報告書のなかでは「校区教育協議会」という参加組織の構想が提案されている。どちらの構想においてもこの参加組織には、教育組織のみならず、住民組織の参加が予定されているのである。

例えば「校区教育協議会」構想においては、委員会は次の各層から構成されるものとしている。すなわち、教職員代表、父母代表（各学校のPTAから選出）、社会教育関係者代表（職員、社会教育関係団体の中から選出）、住民代表（20名以上の推薦者の推薦を得た人々の中から抽選によって選出）、子ども・青年代表（問題に応じて参加）がそれである。ここには、教職員代表・PTAの父母代表・社会教育関係者代表といった教育関係組織に加えて、住民代表が含まれているのである。さらに会長はこの住民代表の中から選ぶとされている。¹⁾

そしてまた、どちらの構想においてもこの参加組織には、教育について地域で話し合いをおこない、合意形成をはかり、その合意を教育行政に反映させることができる機能を期待されている。²⁾

このように教育参加の計画化には、住民組織の参加を含めた教育についての地域での話し合い・合意づくりが予定されているのである。

しかし、このような自治体における教育参加の計画化には、検討されるべき次のような課題があるであろう。それは、既存の住民組織、あるいは既存の教育組織と、新しく構想される参加組織との関係の問題なのである。参加をめぐるいかなる計画と言えども、それが実際に具現化される場面になれば、参加を期待されている当の住

民組織のありようが問題となってくる。参加組織の動態によって、参加制度の実際の機能と性格とが規定されてくるであろうからである。従って参加を計画する場合、既存の住民参加組織の活動状況が、計画化で期待されていることとの関係で検討される必要があろう。

以上のような問題関心から本章では、住民参加の動態に視点をあてることによって教育参加の計画化を捉え返してみたい。すなわち、教育参加の計画で期待されている、教育についての話し合い・合意づくりの機能を住民組織がはたしうるのかどうかという問題を、実際の住民組織のあり方をさぐることによって検討してみたい。地域での合意をつくる実践としては、川崎ではすでに「区民懇話会」という新しい行政への住民参加組織づくりの取り組みが続けられている。今回は、既存の住民組織である町内会・自治会と共に、この区民懇話会の発足時に焦点をあてて検討してみるなかから、教育参加の計画化の問題に迫ってみたい。

(2) 地域の特性と参加組織の動態

① 区民懇話会の構想

区民懇話会は川崎市独自の行政参加システムである。現在の形態になってからすでに10年以上経過している。まずこの参加方式が構想されてきた経過について見てみたい。

当初区民懇話会は1972年に、行政による市民と対話集会という公聴会形式として発足した。それが、現在のような新しい住民参加組織として再編されるのは1978年になつてからのことである。この再編のきっかけをつくったのは、川崎市北部の多摩区に住む学者文化人グループの提言である。1977年5月に提出された「川崎における新しい市民参加のあり方 — 参加と連帯の市政を進めるための多摩区からの提言 —」には、次のように新しい参加方式が提言されていた。

「川崎のような大都市では、今までのようには、行政と市民との個別的な対話だけで市政を進めるのは難しくなつてきている。そこで必要とされるのは、様々な問題について、市民どうしがお互いに話し合い、討議を重ねることによって、行政側へ提言・要望できるような新しいシステムをつくり出すことである。それは、同時に市民どうしの連帯感をはぐくむ機会や場を保障することにもなると考えられる。」³¹

そしてその新しい参加組織は「区民委員会」と呼ばれ、次のように各区ごとに組織されるものとしていた。

「区民委員会は、40~50名程度で構成され、区内の各種団体・市民組織・一般市民の中から各階層などを考慮

し、できる限り、均衡のとれるよう民主的な方法で選ばれることができが望ましい。」³²（提言の中で述べられていた「均衡のとれるよう民主的な方法」という内実が後に問題となって現れてくる。）

このように、この新しい参加組織には、(a)市民どうしの話し合いによる合意づくりの場としての役割、(b)議員を選出するといった間接的参加の他に、市民自身による行政への直接参加の場としての役割、(c)既存の町内会ではなかなか取り上げられなかった新住民の声にも開かれた、解放的な参加の場としての役割が、期待されていたのである。つまり、自主的で、すべての市民に開かれた合意づくりの場としての機能が、新しい参加組織に期待されていたのである。

② 地域特性と町内会組織の性格

こうして構想された区民懇話会の設置過程を見てみると前に、ここで川崎の地域特性と、伝統的な地域住民組織である町内会とについて検討しておきたい。区民懇話会という新しい住民組織との関係を見るためである。自主的に開かれた、合意づくりの場としての地域組織という視角から、町内会組織の性格について見てみたい。

川崎は現在、7つの行政区に分けられている。そして、産業構造・住宅形態などの点において南部と北部とでは対照的な地域特性を持っている。住民諸組織の動態もこうした地域特性に影響を受けていると考えられるので、ここではまず南北の地域的特徴について見ておきたい。

南部の川崎区は臨海工業地区（大師地区、田島地区）と金融・サービス機関が集中する川崎駅周辺の中央地区から構成されている。臨海工業地区は、日本の高度経済成長を支えた重化学工業の拠点の一つである。近年は、K I T構想の拠点の一つとされて都市の再開発が急激に進められ、先端産業の開発部門が進出してきている。戦前から戦後にかけて農山村地域から流入してきた工場労働者が多く定着している。（川崎市の人口は1987年10月1日現在で約19万5千人。）

これに対して、南部の宮前区・多摩区・麻生区は、農村地域であったのが高度成長期に急激に宅地化されてきた地区である。高度成長期に東京から流入してきたホワイトカラー層を中心とする新住民が居住して形成された新興住宅地である。（宮前区の人口は16万8千人。）

こうした地域特性が各区の町内会組織にも次のような影響を与えていている。

戦前からのながれを持つ町内会組織の割合は、例えば川崎区で64%、宮前区で21%となっている（全体としては32%）。戦後の人口急増地帯である北部（麻生、宮前、多摩、高津）では圧倒的に戦後派の組織が多いことがわ

地域教育計画論研究（その一）

かる。南部川崎区の町内会組織はそのほとんどが1955年までには形成されていて30年以上の歴史を持つのに対して、宮前などでは1955年以降に成立したものが多い。⁵⁾

また、組織の規模も、南部は中規模の町内会が多いのに対して、北部では、小規模と大規模に分化している。

（註：川崎区501～1000世帯が最も多く、宮前区101～500世帯が最も多い。宮前区では2001世帯以上も多い。南部は早くから人口が集中した住宅密集地域であるため、移住者は既存の町内会に加入せざるをえない。それと対照的に、1960年以降開発された北部には集合住宅が建設され、新住民層を中心とした小規模な団地自治会などが相続いで発足したことがうかがわれる。また既存の町内会が周辺の住宅化による世帯増加のため大規模な町内会に変化したこともうかがわれるだろう。北部では特に、ライフスタイルの違いを持った住民が移りすんできて、既存の住民組織が、その活動のあり方に変化を強いられている状況が予想される。）

また、町内会役員の構成にも、南部と北部とでは次のような違いが現れている。

南部の町内会組織は1955年までにはほとんど発足しており、会長は商工自営業者と中小零細企業主の都市中産階級で構成され、長期間同一人物によって占められている。それに対して、北部組織は1960年以降に設立されたものがほとんどで、その代表者はホワイトカラー層で構成されている。また、小数ではあるが女性の会長が存在している。そして任期毎に交替する場合が多い。ただし北部においても、既存町内会の場合には、地付の家が長期間代表者としての地位を保持している。

会長の年齢で見ると、川崎区では60～70歳以上の人が多い。それに対して他の区では50～40歳代が多めで、特に宮前などで30～40歳代が会長の中で3割を占めている。この点でも南部の川崎区とは対照的なものとなっている。

以上のように、南部と北部とでは、それぞれの伝統的地域住民組織の性格に違いがある。南部の町内会組織は、北部の組織と比べて歴史が長い。それだけに行政との関係もながく、地域で果たしてきた役割に実績がある。それだけに、対行政との関係で地域における影響力は北部に比べて大きいことが想像できる。しかし同時に、運営については開かれたものとはまだまだ言えないような状況がある。北部はこの点対照的である。そもそも高度経済成長期になって移住してきた新住民によってつくられた自治会が多く、その規模も小さい。また、会長も任期があり、交代で選出される組織が多い。この点で、南部と比べて開かれた運営が行われていると言いうる。

地域での話し合いによる合意づくりには、まず第一にその話し合いの組織の開放性が求められるだろう。幅広い地域住民にその組織の門戸が開かれていることが必要である。第二に、運営にあたっての自由な討論と役員の人選が行われなければならないだろう。不透明な人選が行われていては話し合いは形骸化し、合意づくりはうまくいかない。従って地域での話し合いによる合意づくりという観点からみると、既存の町内会組織が強い南部では北部と比較して、新しい地域組織の形成は困難であったことが予想されるのである。

③ 区民懇話会の形成過程

ここで、先にみた多摩区からの提言を契機として川崎市に設立されていく、区民懇話会の形成過程について検討することにしたい。特に、区民懇話会の設立にあたって実際にどのような委員の構成規約が南部と北部の各区でつくられたのか、そして実際にどのようにして委員選任が行われたのかについて見てみたい。なぜならば、参加の計画で期待されているような自主的で開かれた話し合い・合意づくりの組織づくりにとって、その委員構成は、決定的に重要な要件であると思われるからである。

1977年5月25日の多摩区からの提言を受けて、さっそく行政側は6月から庁内討議を開始する。そして11月には区民懇話会設置要綱を作成している。委員構成についてこの要綱は、多摩区からの提言にはほぼそのままそつたものとなっている。委員構成は設置要綱の第3条で「市民各層の中から選任された委員50名以内で組織する」と規定されてた。

翌年1月から、各区から10名の区民懇話会設立準備委員会の選考が開始され、3月には準備委員が決定されている。そして5月に市長により準備委員会の委嘱が行われ、6月から各区で準備委員により、区民懇話会の要綱案づくり・区民懇話会委員の選考が行われた。そして、8月から9月の初旬にかけてすべての行政区で区民懇話会が発足している。準備委員会が活動をはじめてから3ヶ月の間に、それぞれの区で委員の選任と要綱づくりが行われたことになる。非常に短期間の準備で組織されたと言えるだろう。

《各区での委員構成の規約》

委員の構成についてはどの区の要綱においても「区民各層から選ばれた委員50人以内構成する」と規定されている。そして地区、年齢、職業、活動分野などでバランスが保てるように選出するとも規定されている。

たとえば川崎区の要綱では次のような規定になっている。

「委員は次のことを基本とし、公平に選出します。ア

地域社会への関心が高く、実践活動にも参加することのできる人であること。イ 人口などを考慮し、特定の地域にかたよらないよう選ぶこと。ウ 年齢、性別、職業、居住年数、活動分野などを考慮し、特定の階層にかたよらないように選ぶこと。エ その他、広く区民に開かれた民主的な組織となるよう配慮すること。」

なお1978年8月31日に第一回川崎区民懇話会が開かれ、その日から区民懇話会要綱が施行されている。従って、要綱については準備委員会の案がその日のうちに承認されたことになる。

これと対照的に高津区では委員構成について川崎区よりも細かく規定されている。

「委員の選出は、つきの基準によって行ないます。…(1)町会・自治会で活動している人各地区ともで16人以内、(2)町会・自治会を除く各種団体で活動している人各地区を通じて20人以内、(3)学識者及びモニター経験者各地区を通じて9人以内、(4)(1)～(3)以外の一般市民各地区を通じて5人。」

ここでは具体的に各団体への割り振りが決められている。また、公募が明記されていることも注目される。なお、高津区の区民懇話会委員選出基準は、発足から約3年半後に改正されて、公募の枠が5人から8人に増やされている。その分、町会・自治会から2人、各種団体から1人減らされている。

また、1982年に高津区から分かれてできた宮前区民懇話会では、公募の枠が現在10人以内とされている。

区民懇話会発足当初について言えば、町内会組織が強い南部川崎区では、区民懇話会の委員には町内会をはじめとした各団体の代表が、バランスを考慮して配置されるよう想定されているようである。（実際、川崎区の10名の準備委員は町会などの代表団体であった。）それに対して、北部でもそうした状況は基本的に変わっていないようであるが、それでも公募の定員枠を設定するなど、開かれた組織にしようとする姿勢がうかがわれる。

実際に行われた委員の選任過程が明らかになるような公開資料を現在のところ見つけることができていないが、さまざまな団体組織との兼任委員がいるであろうことは想像できる。実際に、新しく発足した区民懇話会と既存の町内会との関係では、発足当初どの区においても摩擦があったことが記録からうかがわれる。特に、町内会組織が古くから活動していた南部の区では、開かれた区民懇話会組織を「片寄り無く」選ぶ上で、さまざまな試行があったようである。例えば川崎区の委員の一人の方は次のように述べている。

「本来、区民懇とは、区民が個人の資格でいろいろな

地区の問題を議論する場ですが、10名の準備委員がいろいろな団体の代表でした。／しかし、なごやかな雰囲気もすぐできて、人選に入れましたが、やはり問題は、団体との係わりで、いくつもの団体の代表をやっている方が多く、どうしても、その所属団体から委員を出したがるし、そうすると男の方ばかりになってしまう。」⁸⁾

また、幸区の委員の一人は次のように述べている。

「すでに町内会、広報委員会、社会福祉協議会など議員さんも含めて実際にいろいろな課題を取り組んでいます。／そこに区民懇が一体何をやるんだろうかということで突き上げが大きかった。／それを乗り越えて、新しい市民の声を、どう行政に反映させる努力をしたらよいかということで、アンケートを取ってみたのです。／しかし、日常地域で課題と取り組んでいる団体や個人の方とどう対応するか頭の痛いところでした。」⁹⁾

区民懇話会発足当初、特に南部の地域では町内会などからさまざまな批判があったことがうかがえる。

(3) 教育参加の計画化と動態調査の必要性

《教育参加組織づくりからみた場合の、区民懇話会発足をめぐる問題》

教育参加組織でも期待されている、自主的な話し合いによる合意づくりを地域で進めていくという役割からみた場合、区民懇話会発足に残されている課題は多いであろう。

第一の課題は、既存の住民組織の現状や実際に設置された区民懇話会と、計画の段階で期待されている役割とのギャップをいかに縮めていくのかということである。自主的な住民組織としての期待が計画にあっても、実際に設置された組織には行政の下請け的要素が強かった。また、開かれた住民組織としての役割が期待されても、実際には住民組織の委員構成に不透明さがあった。結果として、話し合いによる地域での合意づくりが十分にはその後機能していくように思えない。実際に、「新しい住民の参加が少ない」という問題が指摘されていくようになっている。

むしろ、新しい展望を開いていくような実践をさぐり育てるような施策が必要であろう。

第二の課題は政策の問題に関するものである。まず第一に問題であったのは発足にあたっての区民懇話会の性格議論不足がある。先に述べたように各区とも、約3ヶ月の間に10名による準備委員会が要綱を実質的に決定てしまっている。しかも、行政の側によって選任され委嘱されたメンバーであるその10名の準備委員が、そのまま各区で発足した委員に編入されることが区民懇話会設

地域教育計画論研究（その一）

置要綱に明記されていたのである。さらに、発足の準備時間が不足しているために準備委員自身の間でも区民懇話会そのものについて十分な議論が尽くせたとは思えず、委員に選任された残り40名の委員やその他の一般市民に、区民懇話会の主旨である地域での合意づくり機関という性格についての議論の余地は、ほとんどなかったと言える。行政の側にそうした議論を広めていくための施策が不足していたと言えるのではないだろうか。

このことは、第二の問題として、町会組織との関係が不明確であるということにもつながっているだろう。從来からある住民組織のはたしてきた役割と問題点についての分析が区民懇話会の政策立案過程に不足しているために、区民懇話会と町内会との関係が不明確なものになっている。行政と各種住民団体との関係は、補助金のあり方に関する政策議論も含めて慎重に検討されるべき問題であろう。自主的な住民組織であるべき町内会が行政の下請け的協力機関となってしまう、その傾向に抗して構想された新しい参加組織づくりにしては、行政側の対応が安易であったと言わざるを得ない。

以上の課題が残されているために、区民懇話会の設置過程には行政による主導傾向が感じられる。また、行政区の規模の問題が区民懇話会の活動に制約を及ぼしていることも予想できる。結果として、参加に意識的な住民にも区民懇話会組織が今一つ魅力的なものとなっていらないのではないだろうか。発足した区民懇話会にはその後「若い人が少ない、女性が少ない、新住民が少ない」といった委員構成の問題が指摘されるようになっていく。

《地域教育組織づくりにとっての区民懇話会の意味》

それでもやはり区民懇話会の試みは、行政の下請け機関化する傾向を持つ地域住民組織に自主性を創り出そうとする試みとして貴重なものであろう。この試みは、新しい自主的参加組織づくりという点において、地域教育組織づくりにも共通する意義をもつものである。

実際どの区民懇話会にも、教育に関する小委員会が設置されている。例えば、川崎区では「文化教育部会」という専門部会が発足約半年後に設置されている。そして文化教育の現状について討議し合い、競輪場の将来計画や公共施設の夜間利用などについて話し合いを開始している。高津区でも区民懇話会発足約半年後には分科会の中に「文化教育」が設置されている。そして青少年の育成や社会教育についての議論や、展覧会や講演会など文化活動の企画について取り組んでいる。後から発足した宮前区でも、区民懇話会発足後もなく「文化教育分科会」が設置されて、青少年の非行対策・こども文化センターの有効利用や郷土についての学習機会づくりについ

て、活動を開始している。

こうした教育に関する小委員会で、区民懇話会においても地域の教育問題について討議が続けられ、合意づくりの試みが続けられていくのである。こうした合意づくりの取り組みは、教育参加の計画でも住民組織に期待されていることであり、貴重な取り組みと言えるであろう。また同時に、教育組織づくりにも、区民懇話会と同様な困難が予想されるのである。（これらの教育参加の計画化は、実際に具体化されつつある。1990年度からは実験的に3ヶ所で地域教育会議の設置を行い、3年後に予定されている全市域設置に向けての準備が進められている。）

《残された課題》

いずれにしても、地域の住民組織のあり方によって参加制度の機能と性格とが大きく規定されてくる。「均衡」のとれた委員構成や「民主的」運営という規定は、それぞれの地域での住民組織のありようにかかっているといっても言いすぎではないであろう。

区民懇話会構想にしろ、地域教育会議構想にしろ、いずれも住民の自主的運動として実現していくことが望ましいと述べられていた。しかし、この制度像の具体化については検討されなければならないいくつかの課題がある。特に地域組織の実情に対する分析は必要不可欠なものとなるだろう。参加の取り組みは今現在どうなっているのか、そこにどんな困難が生まれているのだろうか、そんな中でどんな実践が深部のところで生まれようとしているのかいないのかという諸問題が、検討されなければならないだろう。今回、調査途中であったため書き込むことができなかったことではあるが、地域教育参加組織を構想する場合、PTA組織の動態に対する検討も必要不可欠なものとなる。また、現在の区民懇話会や、町内会・自治会での活動についても、さらなる動態調査が必要である。

いずれにしても、その組織づくりには時間をかけた話し合いが必要である。行政と住民とが時間をかけて、双方の考え方を出し合う取り組み自体が、新しい制度の性格を決定していくのではないだろうか。行政職員と住民との間の「ケンカ」をするほどの議論も時には必要なのではないだろうか。

最後に、残されている課題についてまとめて、今後の研究の指針としたい。

(1) 住民組織の動態分析の必要性。

繰り返して言えば、PTA・区民懇話会・町内会自治会の動態分析が求められる。

(2) 教育参加と社会・政治参加との関係

教育参加組織づくりには、一般の参加組織づくりとは異なった教育独自の困難性をも予想させる。つまり、包括的な社会計画における住民参加と、教育計画における住民参加との関係の問題があるであろう。教育にはその独自性が制度的に保障されている。従って、一般行政から独立されるべきとされる教育の計画化に、どのような父母住民の参加を構想するのかは、十分検討されるべき問題であろう。教育の専門性を尊重しながら、積極的な住民参加を進めていくことの関係の問題である。そしてその場合でも、実際に参加してくる父母住民がどのような参加を要求してくるのかという、実際の参加との関係から教育参加の独自性が検討されなければならないだろう。

(3) 参加原理と専門性との検討

また次の問題も残されている。「新総合計画」(1974年11月)は、1971年に革新市政が誕生して重化学工業の拠点形成政策に歴止めをかけ、「市民生活最優先」の市政を具体化させていく試みであった。そしてこの計画では、人間都市創造の市政のための市民参加が唱われていたのである。しかしこの計画と比べて、1983年に策定された総合計画「2001かわさきプラン」では市民参加の位置づけが相対的に弱くなっているように見える。⁸⁾この点については、市民生活最優先の人間都市創造と、新しいタイプの工業都市づくりとの均衡問題の検討が必要であると思われる。参加を重視する政策は、経済政策を重視する政策と緊張関係にある。効率と専門性に傾斜がかかれれば、非効率的で、専門性にとって障害と見なされかねない住民参加は、相対的にその比重を下げるなどを、十分に想像できるからである。実際、川崎における総合計画の重点は、80年代になって微妙に変化してきているように思える。それは、「革新市政」を支える政治勢力との関係とも無関係ではなかろう。いずれにしても、市民生活郵船の人間都市づくりと新しいタイプの工業都市づくりとの均衡問題は依然として、政策上の重大な争点でありつづけるであろうし、そこには参加原理と専門性との関係問題が横たわっているのではないだろうか。

残されたこれらの課題を教育参加の計画化に引きつけて検討するためには、日本においてはこれまで十分には展開されてこなかった、教育行政の動態分析の手法がもとめられているのである。⁹⁾

註

- 1) 川崎教育文化研究所「地域と教育」専門委員会報告『校区からの教育改革』(1987年5月)
- 2) たとえば、教育懇談会の答申には次のように書か

れている。「それぞれの『地域教育会議』に期待したいことは、教師、親、住民の教育意志の交流や合意形成をはかるほかに、いろいろな活動にとりくむことです。」川崎市教育懇談会答申『いきいとした川崎の教育をめざして』(1986年11月)

- 3) 小林直樹ほか5名「川崎における新しい市民参加のあり方 — 参加と連帯の市政を進めるための多摩区からの提言 — 」(1977年5月)
- 4) 同上
- 5) 町内会に関する統計資料としては次の資料を利用した。『川崎市住民組織一覧』、川崎市『地区カルテ — 地域環境図集 — 各区(1988年3月)』、川崎市『川崎市民意識実態調査』各年度。また、川崎市における町内会に関する文献としては、島崎稔・安原茂編『重化学工業都市の構造分析』(1987年2月、東京大学出版会)、川崎市町内会組織調査団(田中宣一ほか)編著『「町内会」の民族学的研究 — 川崎市域の旧来の住民組織 — 』(1988年3月)が参考になる。
- 6) 川崎市『あゆみ — 区民懇話会の記録 — 』1号
- 7) 同上
- 8) 川崎市『新総合計画』(1974年11月)と比べて川崎市『2001かわさきプラン』(1983年)では、住民自治の記述が分量においても内容においても相対的に弱くなっている。
- 9) 拙論「教育政治学の課題と方法」東京都立大学教育学研究室紀要『教育科学研究』第6号(1987年6月)。

4. 川崎における後期中等教育以後の教育制度問題

平塚 真樹

はじめに

80年代の川崎では、相異なる2つの教育計画構想が出された。いうまでもなく、1つには、教育委員会からの委嘱で組織された川崎市教育懇談会の報告『生き生きとした川崎の教育をめざして』(1986)(以下『生き生き』報告書と略す)であり、もう一つは、企画調整局からの委嘱で組織された文化問題懇談会の報告書『キャンパス都市川崎の創造』(1986)(以下『キャンパス』報告書と略す)である。これが現在日本における革新自治体の本拠地とも考えられている川崎で起きていることに我々は興味をひかれる。

両計画の違いの極めて明白な点は、前者が主に義務教

地域教育計画論研究（その一）

育学校段階、又は同時期の子どもの問題に重点をおいて言及しているのにたいし、後者は、おもに高等教育段階、または生涯学習の問題に重点をおいて言及していることがある。もとよりこの違いは、それぞれの懇談会の所属部局である、教育委員会と市長部局との教育に関する管轄の違いに根ざしているのであって、それ自体としては、奇妙なことではない。問題は、それぞれの計画を支えている理念の間に、無視できない違いがあることである。そしてその違いが、現実としての教育政策を行政が実施していく際に、ある深刻な矛盾を引き起こしている（あるいは今後も引き起こしていくであろう）、と思われるるのである。

もちろん、かつて教育行政の管轄を振り分けた際にも考えられたように、義務教育諸学校と高等教育・生涯学習問題とは相対的には区別されるべき要素も多々ある。しかし一方で、今日の教育問題はそうした区別を越えて論じられるべき側面をもっている。というのは、今日その両者をつなぐ接点領域周辺に教育制度の矛盾が集中し、実際に国民の多くの关心や悩みが集まっているからである。

それは、具体的には後期中等教育制度とその前後の接続問題である。

この問題領域に関しては、2つの報告書とも明確な言及をしていない。にもかかわらず、以下に見ていくように教育政策上は大変具体的な展開を見せていているのである。その展開のなかに、実は2つの報告書の違いからくる矛盾がはらまれているように観察者には思われる。そしてその矛盾は個別川崎の問題ではなく、革新自治体を支えてきた戦後民主教育（行政）学のかかえる現代的矛盾ともいいう問題である、と考えている。

あらかじめ、その論点を示しておくと、制度論上の問題としては、教育制度が本来的に担っている、社会的分業・職業への分化機能に関する制度的理解、産業・雇用計画と教育計画の積極的な関係規定、教育制度の自律的領域の再設定の問題である。教育制度の公共的性格をめぐる議論といつてもよいだろう。そして行政学上の問題としては、計画策定・政策実施にかかる行政組織における専門職の主導性と地域住民の主体性との関係、「住民の教育権」の関係構造を明らかにすることである。教育管理・統制に関する公共的性格をめぐる議論といつてもよいだろう。これらの問題に関し、現在の川崎では、今後も注視しつづけるべき興味深い教育政策が実施されている。

（1）2つの教育計画における理解

まず『生き生き』報告書で市立高校について論じた箇所を見てみる。¹⁾そこでは「市立高校を子どもや親にとって一層魅力あるものにする」ために「一人一人の力を伸ばす教育」という目標が立てられる。具体的な検討事項として「市立高校教育の活性化を目指す検討委員会設置・少人数教育・入試方法の改善・他の学校との連携・開放講座・非常勤講師の活用」などがあげられている。が、本格的にそれらを検討するためには「『地域教育会議』の意見もとりいれ、高等学校の将来像を考える機関」を設置することとされている。

一方『キャンパス』報告書では、「新しい国際文化と高度な科学技術の創造をリードする美しい都市」を「キャンパス都市」とよび、この「シティ・アイデンティティ」を実現するための「基盤的な装置」として、「新しい大学」をつくることを提言している。「新しい大学」とは「市民や企業そして世界が求める、高度化した知的要求、先端的ニーズに応える」「国際文化と科学技術の創造のいづれにも深く関わる」大学であり、「全ての意味で開かれた大学をめざす」という、物理的にも機能的にも「市民や事業者」に開放され連携がはかれる仕組みを目指している。²⁾

前者では高校制度を問題としており、後者では大学を問題としているので、安易に比較することはできないが、それでもここには見逃しがたい違いもある。前者では教育制度の質が子どもの発達に規定されると考えており、後者ではそれが社会（住民と企業）的に規定されるものと考えられているらしいことである。

それは、両者が基本的な理念について論じている部分をみると、より明確になる。『生き生き』報告書では、「中間報告」以来、「川崎の教育を検討する視点」として「(1)子どもの発達を軸にして、学校をはじめとする教育関連施設を“社会化”すること」「(2)子どもの発達を軸にして地域を“教育化”すること」「(3)行政を“市民化”すること」をあげている。(3)最後の「市民化」については、報告書冒頭の以下の記述も注目すべきだろう。臨教審と比較して「教育のあり方を考えるための出発点」として「教育の目的・目標を、そのような（臨教審の「国際化」「情報化」「経済的成熟化」のような—引用者注）予測によって定めるよりも、21世紀がこうあってほしいという、未来への期待を優先させる考え方にならたいと思います。21世紀の社会と文化とは、いまの人たちが、求めお膳立てするものではなく、それを開拓し、創造していく子どもたちの手によって作られなければならないと考えるからです。」³⁾と述べている点である。

一方、『キャンパス』報告書では、「研究開発都市としての川崎のサバイバル問題」として見直されるべき点として、「従来ともすれば、環境問題は、生産活動と対立的な概念としてとらえられ、環境は常に守られるべきものとして考えられてきた。しかし、研究開発都市にあっては、健康的でアメニティーのある快適な環境とは、生活者にとってもより、優れた研究のための必須条件として、単に守られるべきもの以上に、……（開かれた構想の「K I T」をつくるなど）積極的に創造されるべきものであるという意味で、発想の転換がせまられている。」⁵⁾という。そして、現在の社会を工業社会から「知恵」の社会への曲がり角とおさえたうえで、「『情報革命』が高度に進展している現在、そして予測を超える速度で発展する将来にとっては、全く新しい形の知的創造システムと生活情報システムを作ることが可能になってきた。」として、そのための基盤として「K I T」⁶⁾設置の必要性を位置付けたのであった。また都市づくりについても「川崎市のシティ・アイデンティティを明確に」し、「市民・行政・企業・学界が協力できる都市づくりのシナリオをつく」り「強力な都市づくり運動の推進体制をつく」⁷⁾るという。

一瞥して分かるように、『生き生き』報告書は「子どもの発達を軸」にした教育構想であり、しかもその進め方は、行政の強引な先導性に禁欲的で、子どもや住民の主体性に大きく基礎をおいた組織論となっている。それに対して『キャンパス』報告書は、工業社会から情報化社会へという社会の変動に対応した教育構想であり、生活上のみならず、生産上の基盤（環境）の一環として教育が位置付けられている。その進め方でも、市民と行政だけでなく、企業・学界もが対等なパートナーとされている。あらためていうまでもなく、この両者の間には、「教育観」「教育行政観」にかかる根本的な相違があるのである。その相違はまさに、かつて勝田守一が問題提起し、藤岡貞彦が敷衍した「教育の目的的規定と社会的（事実的）規定」の問題である。

それでは、どうしてこのようなことが生じるのか、その歴史的背景を以下に、一つは都市計画の点から、もう一つは高校大学計画の点から見てみる。

(2) 歴史的背景

① 80年代における都市計画の転換

1971年に革新市政が実現してから現在までに、川崎市では、2回総合計画書を作成している。初めが、1974年の「川崎市新総合計画書」（以下「新計画」と略す）であり、2回目が1983年の「2001かわさきプラン」（以下

「2001」と略す）である。同じ伊藤三郎市長のもとの計画書であり、確かに「2001」では「新計画」との継続性がうたわれてはいるものの、両者の間には政策の微妙な転換があったことが分かる。

「新計画」では、60年代の産業中心の政策を転換し「市民生活最優先」と「人間都市の創造」を都市づくりの基本的原則としている。そして行政の達成すべき課題としては「市民福祉」「良好な都市環境」「地域民主主義」の3点をあげている。ところが、「2001」では、都市づくりの基本原則が「市民生活最優先」「民主的平等」「科学的計画行政」「効率的都市経営」の4点となっている。また行政の課題としてあげられているのは「高齢化」「都市基盤整備や経済再活性化」「大都市問題」「都市経営体としての自己点検」の4点である。前者が「福祉」と「自治性・民主性」に重点がおかれているのに対し、後者はそれに加えて「経済」と「計画性・効率性」にも重点がおかれているのである。「2001」が、70年代に多数実現した革新自治体の都市づくり像（「新計画」に典型的に示されている）とは異なる理念・構成をもっていることが分かる。極めて大まかにいえば、「福祉」だけでなく「経済」も、あるいは「民主性」だけでなく「効率性」も、という都市像は、80年代に革新自治体を倒して出現した保守・中道の相乗り自治体が掲げた都市像と大きく重なるものである。

なぜ、革新の川崎が革新「つぶし」の都市づくり像に「近付いた」のであろうか。それは、計画を策定する際の主要な動機の変化に起因しているのではないだろうか。「新計画」ではそれは明らかに公害問題の解決であった。一方「2001」では「高齢化社会の到来・地域産業構造の変容といった遠いようで間近な問題をかかえています。」⁸⁾という。70年から83年の間には、川崎における都市問題の所在に対する認識が変化しているのである。この現状認識の変化を政策的に決定づけたともいえる報告書が「市産業構造・雇用問題懇談会」の「川崎市産業構造の課題と展望 — 産業政策と地域政策の統合をめざして」（1981）⁹⁾である。この報告書は、「川崎市にとっての基本的な課題は、工業都市から脱却してしまうということではなく、古いタイプの工業都市から新しいタイプの工業都市へと脱皮し、更生することであろう。」¹⁰⁾という。この新しいタイプというのは、知識集約型産業に重点を置いた工業都市の意味だという。このように、この報告書の特徴は「都市計画のなかに産業構造・雇用問題の視点を適切に組み込み、「自治体こそが産業政策の主体でなければならない」」¹¹⁾と自治体の役割を再評価したことである。この背景には、「提言の

地域教育計画論研究（その一）

……正否如何は、都市社会を「繁栄」に導くか「衰退」に導くか、重要な鍵の一つである」という市長の言にもあらわれているように、当時欧米で進行していた大都市衰退問題への危機意識があったものと思われる。ただし、いかに文言上とはいえ、この報告書で追求されていたのは、「産業政策と地域政策の統合」であり、その立脚点は「地域の発展と住民福祉の向上を総合的に追求」¹²⁾（傍点引用者）する立場なのである。その立場自体を我々は否定することができるだろうか。

川崎市の都市計画理念は、このように石油危機の経済停滞を動因として、80年代に修正・転換をしてきた。それは、確かに一面では4全総や首都圏改造計画実施上の「手段」として外的な圧力によって引き起こされた面をもっているものの、それだけではなく、現代都市における産業政策と福祉政策との関係とか、都市自治体の産業政策への行政責任の質、といった70年代の革新自治体川崎が必ずしも積極的に検討してこなかった問題に対する内発的なアプローチでもあったと考えられるのではなかろうか。

こうしてみると、『キャンパス』報告書は、80年代の都市計画の転換にその基盤を置いて作成されたことがわかる。そしてそれとの相対的な比較でいえば、『生き生き』報告書は70年代の都市計画の展開のうえにあるとみることができるだろう。

② 高校大学問題の扱われ方

では次に個別高校・大学問題に関して「そご」の歴史的背景を探ってみる。ここでは各時期の都市計画でのこの問題に関する記述を材料にする。

まず戦後川崎市で初めての総合都市計画とされている『川崎市総合計画書』¹³⁾（1963）に、2頁にわたって高等学校教育の記述が見られる。ここでは高校進学率の上昇と特殊川崎的な急激な人口増加によって高校進学者が急増している問題に焦点が当てられている。そして1968年までに公立を5校新設する必要があるとされた。この時点では、県立4校、市立4校、私立6校が市内にあり、県立・市立1校づつは新設が決定していた。なお市内の総生徒数に対する市立の生徒数は、1955年には38.3%、1961年には32%であった。市立生徒比率の減少は「高等学校については、市は二次的責任である」という記述にも裏付けられている。主たる問題は量的整備にあったこと、市は2次の責任とする一方でまだ市立の新設が行われていたことがこの時期の特徴である。

次に先にもあげた『川崎市新総合計画』を見る。ここでは「高校進学の増加に応じて、新增設を県に要請し、そのための用地確保について積極的に協力する。市立高

校については、教育内容と施設・設備の一層の充実向上を計る」という。高校制度への主たる関心が、進学者増に伴う量的整備にあったことには変りがないが、市立の新設計画はここではない。実際にもこの時期以降今日まで、県立は18校まで増設されたが、市立は5校のままである。そのかわりに出てきたのが、次に引用する「市立大学」構想である。「情報化社会の市民要求にこたえ、働く青年にも勉学の機会が与えられ、研究成果を市民に還元できる特色ある大学の建設・誘致に協力する。」「平和と文化を愛する市民に開かれ大学として大学のもつ諸機能を広く一般に開放し、市民と大学との交流の場を拡大する。」¹⁴⁾「市民要求」にこたえる、「市民に開かれた」大学、がその特徴的な理念である。

次に『2001かわさきプラン』では、高校については、「施設・設備の充実」と同時に年齢人口増に対応するための新增設を県に要請することが求められている。「充実」とはいっても具体的な構想がないことからすれば、やはり市としての特別な関心は低く、あっても量的整備問題に限定されている、といえるだろう。また大学については「川崎市の発展の歴史と地域の特性を生かした大学の建設・誘致」「市民文化の活性化のための拠点としてのシティ・カレッジ」¹⁵⁾を、と記されている。『新計画』とは異なり、ここでは「市民文化の活性化」が設置目的とされている。

このようにみてくると、戦後の川崎市の都市計画のなかで高校制度問題は一貫して量的问题にのみ具体的な政策性をともなっていたことがわかる。また義務教育後については70年代以降むしろ大学設置への意欲が高まっていることがわかる。ただし、その理念は幾分注意してみておかねばなるまい。

市立高校のあり方について、革新自治体が実現した以降もとりたて論議がなされないできたこと、また大学についても、「「国民」の、教育を含めた要求を「馴化」する諸関係、諸装置の大規模な発展というところに大衆社会段階の特徴がある」¹⁶⁾とするならば、「市民要求」とは70年代以降の日本の都市社会においては、それ自体が論争的な多義的な概念であるといえよう。つまり、深刻な状況が立ち現れたときに、よって立つべき高校・大学制度理念は十分に形成されてはこなかったらしいのである。

2つの報告の間のそごには、歴史的背景があることがわかる。ところで、この問題は、放置されるべきでないと考えられる、というのは、以下にみるようにこの両報告書の間をぬうようにして、事実としての「高校・大学政策」進行しているからである。

(3) 市立高校再編、専攻科・大学設置政策の進行

『生き生き』報告書は、他の節でも述べているように、その後いくつかの提言がすでに実現されてきている。一方の『キャンパス』報告書は、これも述べられてきたように、その後1987年に基本計画策定調査委員会に議論を移したあと、何度か市民に意見を求めるたびに厳しい批判を受け、「中間まとめ」(1988, 9)では「K I T」が姿を消して「新しい概念の大学」となり、「最終報告書」(1989, 3)ではそれすらも消えて「高度情報システム」という極めて曖昧な構想に縮小されていった。その限りでは、両者の評価は確定したかにみえる。しかし高校制度の改編に関する以下の動向をみると、その判断は今少し保留せざるをえない。

① 高校問題検討委員会の報告

『生き生き』報告書の提言を受けて、1988年末に教育委員会内部に『川崎市立高等学校教育問題検討委員会』(以下「高問研」と略す)が発足した。この委員会は、「科学技術の急激な発展に伴う社会構造の変化」という状況のなかで、「時代の趨勢に対応した教育内容・方法の改善と、学習環境の整備について研究・調査」(設置要綱)することを目的としている。委員は、学識経験者、PTA代表、教育委員会事務局職員、中学代表、高校代表、教職員組合代表、計15名前後から組織されており、現在も継続中である。この委員会では、これまでに2度中間的な報告書をまとめている。現在までのところ、緊急的課題として市立工業高校の学科再編問題を重点的に検討している。¹⁷⁾

第1次報告書では、学科再編の基本方向として、「情報化社会・国際化社会といった産業構造・社会構造の変化への対応」「地域社会・市民・中学校など関係者のニーズにこたえること」「将来的な社会変化・ニーズの変化に対応できるような柔軟な構造」「多様化した生徒たちの自己実現が可能で個性の伸長がはかれるような教育内容・方法」などがあげられている。具体的な制度意見としては、「工業高校は5年間あるほうが社会のニーズにあうのではないか」、「高校の上に新しい意味で専攻科を設置し、それをいずれ短大か大学に発展させたらいいのではないか」などが出てきた。

第2次報告書では、学科再編として、情報技術科の設置がとりまとめられた。(本年度から募集開始)専攻科の設置については、学歴・資格の社会的評価とかかわって消極的な意見が多くあったが、その組織の柔軟性は注目されている。また社会教育との連携や普通高校との交流が行なえるように施設も開放的にし、履修形態にも単位制を加味してはどうかとの意見も出ている。

② 市立工業高校改築問題

一方、この市立工業高校問題については、独自改築に関して「川崎市立工業高等学校改築構想委員会」が組織され、1988, 3に『川崎市立工業高等学校改築構想報告書—21世紀を展望したインテリジェントスクール』が公表されている。この委員会は、同校校長、高校長代表、建築局職員、教育委員会事務局職員、学識経験者¹⁸⁾計11名で組織されている。そこでまず教育内容・方法、学科再編については、情報技術・通信技術・制御技術・デザインなどの新設が求められ、専攻科の設置が検討されている。専攻科の目的は、資格取得と、より高度な技能の修得にあり、将来は企業技術者の再教育機関としても配慮するという。さらにそれは「社会の必要に応じた特色ある高等教育機関」、「工業型短期大学・専科大学の設置の可能性」としても積極的に検討すべき課題だという。ここで社会の必要とは「高度技術社会・産業・就業構造の変化」によって「技術の複合化・多様化が進み、修得すべき専門技術の量・質がともに多くなっている」¹⁹⁾ことをさしている。

学習環境については、インテリジェント化された設備(高度で多用な産業教育や生涯学習に機能すること)が求められ、地下1階地上16階の校舎が設計されている。そこには専攻科のための専門スペースも2階分用意されている。²⁰⁾報告書に基づいた校舎の建築は、既に予算化され、本年度から着手されている。

『高問研』についてはまだ中間まとめの段階であり、断定は避けねばならないが、果たしてこの高校再編の動向を『生き生き』報告書を受けた検討結果と評価できるであろうか。この再編の基調にあるのは、産業や経済と教育制度とのかなり無媒介な連携構想ではないだろうか。確かに「自己実現や個性の伸長」など子どもを主体にした部分もあるが、それが基調ではないだろう。その点で『生き生き』報告書よりも『キャンパス』報告書の枠組に重なるものともいえよう。

とはいものの、それは決して反市民的なものではない。繰り返して使われている「社会の必要」などの文言にもそれは表れている。何よりもそれを証左しているのは今回の高校再編検討を開始した動機である。それは端的に言えば、市立高校特に職業高校の「地盤低下」を食い止める必要性であった。この点を明確に裏付ける資格は今ない。ただ1つだけ「市立高校卒業後の進路」をあげてみる。大学・短大への進学者比率が、わずか10年前の1980年には12.6%であったのが、1990年には3.9%にまで急減しているのである。²¹⁾(この間の全国的な比率は1980年31.9%, 90年30.4%でありほとんど変化がない)

地域教育計画論研究（その一）

い。）こうした傾向に歯止めをかけ、「普通科志向の親の意識を変えられるような魅力ある高校づくりを」²²⁾するために「特色ある高等学校」が探究され、それが「情報技術科設置」や「専攻科設置」として「校舎のインテリジェント化」に具体化されていったことを考えるならば、それはまさしく市民的な報告書でもあるのである。

我々はこの高校再編の動向のなかに、『生き生き』報告書と『キャンパス』報告書というそれ自体としては、全く原理を異にする2つの報告書が、事実としての政策の実施過程ではいともあっさりと融合されてしまう危険性をみることができよう。

おわりに

『生き生き』報告書を受けて進められているはずの高校再編が、どうやら同報告書を支えていた理念・原則に則って進められているとはいきれないことが分かった。むしろ事実としての「高校・大学政策」は、2つの報告書のそごが、矛盾として内包されたまま進行しているといつてもいい。

確かに『キャンパス』都市構想は、そもそもその動機が首都圏改造・国土改造にあたって、川崎はそのための一舞台として利用されようとしたに過ぎなかったことを考えるならば、決して肯定的に評価することはできない。しかし、うえで見てきたように、これらの構想は国家から、あるいは企業家集団から強制的に・高圧的に押し付けられただけのものではないのである。今、革新自治体川崎には、こうした構想が生まれ出る社会的基盤があることに我々は注意しておくべきだろう。そして、もし、『生き生き』報告書が戦後の民主教育を支えてきた教育学理論のよき継承物であると考えてよいならば、その従来の理論が今日の事態には必ずしも有効で説得的な枠組を示し切れていたことを、图らずも『キャンパス』報告書とその後の事態の進行が明らかにした、ということもできるのではないだろうか。今日の事態とはいっても、企業社会による国民統合あるいは能力主義的な価値秩序の克服を志向しながら、なおかつ教育制度の社会的分化機能にアリアティをももつ教育制度・行政理論の提示が求められている事態である。

註

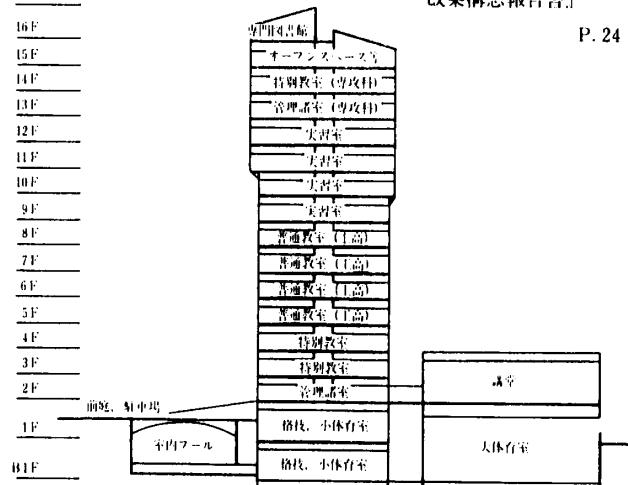
- 1) 『生き生き』報告書 p.41
- 2) 『キャンパス』報告書 p.17
- 3) 『生き生き』報告書 p.13
- 4) 『生き生き』報告書 p.3
- 5) 『キャンパス』報告書 おわりに p.60

- 6) 『キャンパス』報告書 p.51
- 7) 『キャンパス』報告書 p.52
- 8) 『2001かわさきプラン』 p.33
- 9) 同審議会は、市長からの委嘱を受け、1979年に正村公宏を会長として発足した。
- 10) 『川崎市産業構造の課題と展望』 p.12
- 11) 同報告書 p.2
- 12) 同報告書 p.2
- 13) 以下の記述はいずれも同計画書 254～255頁
- 14) 川崎市『川崎市新総合計画書』 p.10 71年の選挙で、この「市立大学」構想は、当選した伊藤市長の公約であったという。
- 15) 『2001かわさきプラン』 p.145
- 16) 後藤道夫「臨教審批判と国民の教育権論」池谷寿夫他編『競争の教育から共同の教育へ』1988 p.217
- 17) なお同報告書は、中間的性格のもので、現在はまだ公表する段階にないということで、ここでは明文の引用は行えなかった。以下の記述内容はいずれも1989年度に同委員会事務局を担当しておられた教育委員会学校教育部主幹（当時）の山本哲良氏からの聞き取りメモによっている。
- 18) 此所での学識経験者には、牧昌見（国立教育研究所）氏や「キャンパス都市構想に一貫して指導的に関わった志水英樹（東京工業大学教授）、谷口凡邦（同）氏がいる。
- 19) p.18
- 20)

校舎棟

『川崎市立工業高等学校
改築構想報告書』

P. 24



- 21) 教育委員会編『学校教育統計』1980, 1990年度版
- 22) 市教組から参加している委員の発言という。

5. 子どもの発達環境としての都市

安藤 聰彦

(1) 「地域の教育化」

— 教育懇談会報告書の問題提起 —

教育懇談会の報告書『いきいきとした川崎の教育をめざして』は、「教育の社会化」「行政の民社化」と並ぶ改革の3本柱の一つとして「地域の教育化」をあげ、「子どもの発達を軸にして地域を“教育化”する」必要性を訴えている。本節ではその点に注目し、巨大都市・川崎の史的形成を〈子どもの発達環境〉という視点から再吟味するための準備作業を行うことにしよう。

報告書は、「地域の教育化」の原理を以下のように簡潔に記している。

「子どもは、学校などの施設における組織的・系統的な教育によって発達することはもちろんですが、いうまでもなく家庭・地域での生活のなかで、その生活環境による、非組織的・非系統的な影響を受けて発達していくわけです。この点を考えれば、地域のなかで子どもがすくすくと伸びていけるような教育的条件が、至るところに整えられていなければなりません。この地域の教育化の仕事も、地域の大人たちの、いわば“自前”的努力に期待されているわけです¹⁾。」

地域社会学や社会福祉学といった教育問題にとってマージナルな分野の研究者をも委員として迎えていた教育懇談会は、子どもの発達を保障する「教育的条件」の考察を学校から地域にまで押し広げることによって都市のあり方を検討の俎上にのせ、都市環境そのものを「教育化」することを教育計画の課題として提起した。ここにおいて、教育計画と都市計画との課題が結びつくことになる。報告書は、『子どもの目 — かわさき都市計画』(企画調整局、1984年)を「川崎で子どもの視点を生かしたまちづくりをすすめることの大切さが、都市計画行政のなかで認識されはじめている」証左として積極的に評価しつつ、こうした「子どもの視点を生かしたまちづくり」をすすめるための重点課題として、以下の4点を掲げた。

- ① 現在すすめている都市計画が、子どもの生活環境や教育環境を損なうものとなっていないかを点検すること。
- ② 行政と市民は、子どもの教育・福祉・文化を保障する日常生活圏の創造(子どもの「遊びの核と遊びの仲間づくり」、「共生の核と共生の仲間づくり」)に協力して取り組むこと。
- ③ 都市計画や総合計画の策定段階から、まちづくりと

子どもの養育環境との関係を科学的に検討するために、教育関係者・心理学者・精神科医・小児科医など、専門家の協力をえること。

④ 『子どもの目 — かわさき都市計画』で試みられたような子ども自身のまちづくりへの発言や参加の場を、校区レベル、行政レベル、市レベルなど各レベルで積極的に整えること。

このうち④に関連しては、「豊かな子どもの世界を拓く地域づくり」「拠点としての地域教育施設の充実」「共生と共育の市民文化の育成」等、様々な提言がなされている。その際とくに子どもと自然との関係には配慮がなされ、具体的には「子どもの夢多い思い出を育て、自然を愛し、自然と共に育つ人間を創り、また次の世代へと引き継がれていく遺産ともなる」〈教育の森〉を中学校区ごとに作り出すこと、また「自然環境の中で、子どもたちが力をあわせ、自然や人のふれあいを通して主体的に行動し、自ら生きる力を養うような施設」として〈ふれあいの村〉を建設することなど、子どもに自然と接する機会を保障する環境の整備が求められていたのである。

教育懇談会報告書の「地域の教育化」論は、このように子どもの発達と都市の発展を「架橋」(藤岡貞彦)することをめざし、川崎を舞台として教育計画と都市計画とを総合する道をさし示した。それは、教育計画論研究にとって、現代都市を〈子どもの発達環境²⁾〉として再吟味し、子どもの発達にとって望ましい都市のあり方とそこへ至る方途を模索するという新たな作業課題——ここでは、藤岡³⁾にならってそれを「教育環境論」としておこう——を提起するものである。

〈子どもの発達環境としての都市〉の性格を把握し「教育環境論」を構築するための作業は、高度成長の時代に大きな変貌をせまられた日本の諸都市の発展過程を跡づけることから出発しなければならない。次節では、そのケース・スタディとして、巨大都市・川崎の史的形成を〈子どもの発達環境〉に着目しながら理解するための基本的視点を、覚書として記してみることにしよう。

(2) 川崎における「都市の文化資源」の蓄積過程

— その調査のための覚書 —

川崎において〈子どもの発達環境〉の問題が社会問題化したのは、明らかに高度成長時代の公害の劇発と人口の爆発的増大を通じてであった。

まず、1950年代半ば以降鉄鋼や石油化学工業等の巨大装置産業の一大基地と化した南部地域では、それに伴って大気汚染や水質汚濁等の公害問題が噴出し、とくに子

地域教育計画論研究（その一）

どもや主婦・老人などの「全日制市民」が深刻な被害を受けることになった。その状況の一端を、当時のルポルタージュによって以下に再現してみよう。

「川崎市大師保育園は公害地帯のど真中にある。『先生、この牛乳くさいよ。』子どもたちが騒いでいる。先生がかけつけてみると、給食の牛乳に、ゴミが黒くうっすらと浮かんでいる。こんなことはしおりゅうだ。園庭のコスモスも群がっては咲いてくれない。小さくちぢこまって、一輪、二輪、やっと咲いた百日草もいつか真黒になった。赤かぶのタネをまいたが、芽も出なかった。『空気もだめ、土もだめ』と、若い保母さんはいう。（中略）同園の園児35人の場合、3人に1人は軽いゼン息持ちで、いつも『ゼーゼー』といっている。ノドは、ほとんどの子が、絶えず炎症を起こしていて赤い。公害病に認定されている子どもたちも3人いる。夏、部屋の中をはい回り、よちよち歩きする子どもたちの汗は、真黒くしたり落ちるのだ。『騒音のせいもあって、いつも落ち着いていない子が多い。いらいらしているからとてもケンカっぽやい。ひとつのことやりとげる持続性がない』と園長さんはいう。幼いカラダもだが、こころへの影響も無視できないのである⁴¹⁾。」

これが、20年前ほど前に川崎の公害地帯に住む子どもたちの状況であった。環境の破壊が子どもたちの身体のみならず精神をも蝕んでいたことが、このわずかな記録からも看取されるだろう。〈子どもの発達環境〉に対する危機感は、まずこうした事態を打破すべく「川崎から公害をなくす会」等の反公害組織に結集した被害者・労働者・住民—その中核には教師の姿があった—によって抱かれたのである。

川崎区や幸区の住民がこのような公害問題で悩まされていた当時、北部の高津・多摩の両区では私鉄資本による大規模な宅地開発と道路建設が急ピッチで進められ、自然・文化財等の破壊や学校等の社会資本の不足といった都市問題が各地で引き起こされることになった。それに対してここでもまた多様な住民運動が繰り広げられたが、そこにはやはり〈子どもの発達環境〉の質にかかる問題意識が存在していた。例えば、川崎流通センターへの反対運動から「緑の憲法」と呼ばれる自然環境衛生条例の制定へとすすんだ「川崎の環境保全市民会議」の運動について、当時事務局長であった前川清治氏（現川崎市議）は、以下のように述べている。

「肌を通しての現実認識を土台に、大企業の土地買い占め・土地投機の本質を学びながら、あるべき町づくりの方向を探るという住民の英知は、いつの間にか日

教組の教育制度検討委員会がまとめた第3次報告書の提言を踏まえ受けとめている。第3次報告書の中の『教育の施設と計画をどうはかるか』には、次のように書かれている。「緑の自然と豊かな人間関係のある社会は、子どもにとっても、特に必要である。そうした環境を、地域のなかに、未来への展望をもつ生活圏として、地域住民の手で意図的・計画的に創造していくことなしに、今日、子どもの生存と発達と学習権の保障はできなくなっている。子どもの成長は、今日とりわけ住民による地域づくりの運動と切り離してはとらえられない。」⁵¹⁾

このように、川崎では、1960年代から70年代にかけての公害問題を頂点とする都市問題の噴出を通して、教師・父母・住民の〈子どもの発達環境〉への関心が呼びさまたされたのである。これが、巨大都市・川崎の史的発展を〈子どもの発達環境〉に着目して理解するための第1のポイントである。

だが、我々は同時に次のことを確認しておかなければならない。それは、川崎においては都市問題は既に第2次大戦前からかなり深刻化していた、という事実である。

今日110万を越える人口を有する巨大都市・川崎は、19世紀末の段階では、未だ東京湾に面する農漁村地帯であった。ところが、今世紀に入るや否や、そこに富士ガス紡績、浅野セメント、日本鋼管、東京電気などの近代的な工場が次々に建設され始め、さらに日露戦争から第一次世界大戦にかけての生産拡大の追い風も受け、同地区は一躍大工場地帯へと変貌を遂げることになった。そして、こうした急激な工業化の言わば必然的な副産物として発生したのが公害問題という新たな社会問題であった。

例えば、浅野セメント川崎工場の降灰問題は既に1917年頃から地元田島村一帯の「死活問題」となり、対策と被害補償を求める紛争は1930年代に至るまで毎年のように発生している。また、味の素川崎工場から排出される塩酸ガスも工場周辺に多大の損害をもたらしていた。各工場の煤煙・排水による大気汚染や水質汚濁も深刻だった。そして、我々にとってとりわけ注目されるのは、このような公害問題の被害が誰よりもまず子どもたちに集中的に表れたという事実である。ここでは、川崎に隣接する鶴見の工場地帯の有毒ガス被害について、1937年に神奈川県会でなされた報告を、以下に引用しておこう。

「同問題ハ鶴見工場地帯附近ヨリ放出セラレル瓦斯デアリマシテ、此瓦斯ハ附近一帯ニ漫遊シ、アノ附近ニアル所ノ浜町小学校ノ如キハ二重層ノ校舎デアリ、而モソノ校舎ガU字型ヲ為シテ居ル為ニ、其U字型ノ校

舍ニ亞硫酸瓦斯ガ這入ッタ場合ニ、數時間瓦斯ガ沈滯シテ居ルヤウナ状態デアリマス、而モ一度此ノ瓦斯ガ風ノ方向ニ依ッテ流レ來ッタ場合ハ校庭ハ青色ヲ呈スル如ク見エルノデアリマス。（中略）同校ノ如キハ夏季ニ於テ、最モ暑苦シイ時代ニ於テ窓ヲ締切ッテ授業ヲシナケレバナラナイヤウナ状態ヲ統ケテ居ルノデアリマス。而モ其ノ締切ッテアル窓ノ隙間ヨリ漏入ル所ノ瓦斯ニ依ッテ虛弱ナ児童ハ頭痛、眩暈或ハ咽喉ヲ害シ、其ノ被害ハ到底忍ビ得ザル状態デアルノデアリマス。殊ニ最モ恐怖ヲ感ジルノハ同校ノ校庭ニアル所ノ樹木ハ殆ド全部ト申ス程枯死シテ居ル状態デアリマス。其様ナ樹木ガ枯死スルヤウナ状態カラ推測シテモ、人体ニモ相当ナ影響ガアルコトヲ憂フルモノデアリマス。^{⑥)}

1940年には、川崎市会も「殊ニ本市ノ南部一帯ハ重工業地帯トシテ興亞建設ノ大業ニ寄与スルコト極メテ大ナルモノアリト確信」しながらも、「今日此ノ儘（煤煙ノ被害ヲ — 註：引用者）放置スルニ於テハ市民特ニ小中学校児童ノ保健衛生上又乳児ノ發育ヲ著シク阻害シ時局下国民体位向上ヲ痛感スルノ時真ニ寒心ニ堪エザル次第有之」として、「之ガ被害ヲ輕減セシムル対策ニ付格別ノ御高配」を「相仰」ぐための『煤煙問題に関する意見書』を内務大臣他に提出せざるをえなかったのであった。^{⑦)}

このように、川崎では公害問題を含む都市問題が既にその工業化・都市化の当初 — 即ち1910年代 — から存在していたと解される。それゆえ、同市の〈子どもの発達環境〉の変貌に注目する我々も、その時代にまで遡って問題の展開を追求することが必要であると思われる^{⑧)}。これが第2のポイントである。

川崎では、工業化の当初から高度成長の時代に至るまで、基本的には〈子どもの発達環境〉が「開発」のみの対象となることによって荒廃させられてきた。だが、それに対して公害に反対し環境を住民のために保全しようとする運動 — 及びその政策化のための努力 — が、これまた一貫して続けられてきたことも事実である。我々は、第3にその点に注目することにしよう。

既に、浅野セメントの降灰問題や味の素の水質汚濁問題では、地元の漁業組合や村議が反対運動を組織し、場合によっては県会議員や衆議院議員を介して企業や県知事や政府への要請を行っている。高度成長時代の状況についてでは、さきに瞥見した通りである。公害に反対する世論は、1971年の伊藤革新市政誕生の原動力となった。同市政の公害政策・都市政策総体の成果については慎重な吟味が必要であるとしても、例えば「環境保全地域指

定の市民の申し出権」を中心とするさきの「緑の憲法」（1973年制定）によってこれまでに市内で20ヶ所以上の土地が保全されてきたことはたしかである。教育懇談会が注目した『子どもの目 — かわさき都市計画』も、具体化されなかったとは言え、川崎市の都市計画当局の名を高からしめるものであろう^{⑨)}。

川崎では、こうした運動と政策の双方を通して工業化・都市化の波に一定の歯止めをかけ、都市計画を市民の方向に転換させる努力がなされてきた。〈子どもの発達環境〉を改革する力もまたここに由来するものであった。そこで、そうした川崎における都市計画運動の展開 — とくにその担い手と彼らの思想 — に注目することが、第3のポイントとなるだろう。

最後に、4番目のポイントとして、今日川崎市が都市発展の新たな段階を迎える、〈子どもの発達環境〉をとりまく状況が再び大きく変わりつつあることをあげておかねばならない。ここでは、その画期として1981年の川崎市産業構造・雇用問題懇談会（会長：正村公宏専修大学教授）の報告『川崎市産業構造の課題と展望 — 産業政策と地域政策の統合をめざして — 』に注目してみよう。1970年代に入って工業都市・川崎に見られるようになつた「停滞もしくは衰退の兆候」を真正面から見据え、80年代に向けてその克服のための対策を講じることを課題とした同懇談会は、この報告書で「川崎を重化学工業都市からメカトロポリス=電子化機械工業の中核業務都市へ脱皮させよ」という明快な回答を提出したのである^{⑩)}。第1次文化問題懇談会の「情報科学系大学」構想（1983年2月）から第2次文化問題懇談会の「キャンパス都市・川崎」構想（1986年3月）への展開、さらにリクルート事件の発生とそれが引きがねになってのキャンパス都市構想の挫折、といった80年代に川崎の産業構造と都市計画の改造をめぐって起きた一連の事態は、全てこの正村懇談会報告書から始まっていると言っても過言ではないだろう^{⑪)}。〈子どもの発達環境〉という視点から見れば、メカトロポリス建設にむけた「市独自の産業政策^{⑫)}」（伊藤前市長）であるマイコンシティ計画が教育懇談会の「地域教育施設の充実」施策とぶつかり、早くもその「調整」が求められている点が注目されるだろう^{⑬)}。コンビナートの帰趨を含む臨海部の再開発問題も看過できないことは言うまでもない。

このように、川崎市の情報ハイテク都市化は今後新しい公害・環境問題を引き起こし、それがあらためて子どもの発達との関係で問題となるであろう。また、教育・文化施設の内容や管理形態の変化も〈子どもの発達環境〉にとっては大きな問題となるだろう。それゆえ、こ

地域教育計画論研究（その一）

こでは、正村懇談会報告書以後を川崎の都市発展の新段階とおさえ、〈子どもの発達環境〉にかかわる新たな問題を調査することを、作業の第4のポイントとしなければならない。

我々の〈子どもの発達環境としての都市〉の探究は、以上の4つのポイントを手がかりとして巨大都市・川崎の発展をたどり直す作業から出発する。それは、川崎における「都市の文化資源¹⁴⁾」(P. ゲデス) の蓄積過程を明らかにする仕事と言ってもよいだろう。その結果を国内の他の諸都市や海外の諸都市における「文化的環境の形成史」と比較し、やがて子どもの発達と都市の発展とをつなぐ環が明らかになるとき、教育計画論の一角に教育環境論を置く展望も開けてくることだろう。

註

- 1) 川崎市教育懇談会『いきいきとした川崎の教育をめざして』、1986年11月、p.13.
- 2) 「今日の急速に変貌する子どもの発達環境としての地域の現実を分析、検討しながら、あらためて地域を教育研究の対象として、とらえなおしていく」ことの必要性を鮮明に訴えたのは、周知の通り『教育学研究』第41巻2号（1974年6月）の巻頭言「教育研究において地域をどう考えるか」（大田堯執筆）であった。
- 3) 藤岡貞彦は論文「教育権と環境権」（1975年）において、「環境権と教育権のあいだに教育環境論をおき」、「都市計画（地域計画）と教育計画の関連」を問うていく作業を、「教育本質論探究への努力の一角」をなすものとして提起した。藤岡、『教育の計画化』、総合労働研究所、1977年、pp.209-211.
- 4) 清水嘉治他編著『京浜公害地帯』、新評論、1971年、pp.20-21.
- 5) 前川清治「教育環境をよくする住民運動」、『教育』1973年12月号、pp.96-97.
- 6) 「神奈川県通常県会における有毒瓦斯の防止対策に関する質問（河野幾造）及び答弁」（昭和12年）、神奈川県立川崎図書館編『京浜工業地帯公害史資料集：明治43年～昭和16年』、有隣堂、1972年、pp.46-47.
- 7) 「川崎市の煤煙問題に関する意見書」、同上、p.52.
- 8) 当時、川崎の諸工場は膨れ上がる労働力需要を満たすために大量の労働者を朝鮮半島や沖縄から獲得し、川崎区桜本地区等に囲い込んだ。そうしたゲットーの中で営まれた彼等の生活 — その一端は、『川崎労働史』上巻、ぎょうせい、1987年、第6章第4節「在川崎の朝鮮人労働者」(pp.1147-1178) 等、で明らかにされた — に光をあてるのも、不可欠の課題である。
- 9) この報告書の作成経緯については、熊谷雄二「都市と子供 — 『子どもの目 — かわさき都市計画』をめぐって — 」、『都市科学』、1985年1月号、に詳しい。また、その意義については、大田堯『国連・子どもの権利条約を読む』、岩波書店、1990年、pp.58-60、を参照。
- 10) 川崎市産業構造・雇用問題懇談会『川崎市産業構造の課題と展望 — 産業政策と地域政策の統合をめざして — 』、1981年3月、p.15及びp.31等を参照。
- 11) 「技術革新の最先端にあるわが国機械工業の将来を決定するのは、いまでもなく人材」であり、「川崎が将来ともその中心地であるためには、たんに業務の中心地であるだけでなく、将来を担う人材の教育について、最も権威ある都市であることがのぞまれる」とする正村懇談会報告書は、とくに「中枢業務機能強化に必要な施策」として、「高度工業教育機関の創設と市立工業高校の強化」と「高度専門技術の訓練・研修制度の創設」を既に掲げていた。なかでも「協力工場」制度を伴う「まったくユニークな高等教育の形態」としての「高度工業教育機関」構想は、その後の一連の「新しい工科大学構想」の端緒に位置づくものとして、注目される（同上、pp.55-57、を参照）。
- 12) 「産業新地図・1 — 国鉄メカトロ線」、『朝日新聞』1983年1月3日、に収録された伊藤三郎市長へのインタビューより。
- 13) 教育懇談会報告書は、「黒川青少年野外活動センターは、市内では数少ない自然にめぐまれた地に建てられていますが、マイコンシティ計画との調整をはかり、自然を生かした施設としてさらに充実するよう努力する必要があります」と述べている(p.79)。古い小学校の建物を改装した同センターに隣接する形で45ヘクタールにのぼるマイコンシティ開発がなされることになったために、そうした「調整」が必要になったのである。マイコンシティ開発の経緯とその問題点については、野村総合研究所『マイコンシティ開発計画調査報告書』、1982年3月、及び栗木・黒川の自然を守る会編『栗木の里：資料集(1) — 1986.8.～1987.11.』、同会の通信『小川と雑木林』(1986～) 等を参照。
- 14) Patrick Geddes, City Development: A Study

of Parks, Gardens and Culture Institutes; A Report to the Carnegie Dunfermline Trust, Edinburgh, Patrick Geddes and Colleagues, 1904, pp.213 - 214.

6. 教育計画基本文献目録（川崎編）

A. 川崎市の総合計画・都市計画

- (1) 川崎市『川崎市総合計画』, 1963年.
- (2) 川崎市『川崎市新総合計画』, 1974年.
- (3) 野村総合研究所『川崎市産業構造の展望』, 1980年.
- (4) 川崎市産業構造・雇用問題懇談会『川崎市産業構造の課題と展望 — 産業政策と地域政策の統合をめざして —』, 1981年.
- (5) 川崎市『2001かわさきプラン』, 1983年.
- (6) 川崎市『こどもの目 — かわさき都市計画 —』, 1984年.
- (7) 通産省・情報化未来都市構想検討委員会『情報化未来都市構想』I & II, ケイブン出版, 1987年 & 1989年.

B. 川崎市教育委員会及び懇談会

- (1) 川崎市教育懇談会『いきいきとした川崎の教育をめざして（中間報告）』, 1986年.
- (2) 川崎の教育を考える市民会議編『教育をめぐる市民の声』, 1986年.
- (3) 川崎市教育懇談会『いきいきとした川崎の教育をめざして（報告）』, 1986年. (のち, 篠原一・牧柾名編『地域からの教育改革 — 川崎における学校・家庭・行政の地域ネットワーキングの実践 —』, 自治体研究センター, 1987年, として刊行された.)
- (4) 藤岡貞彦「市民と教師への『教育改革』のメッセージ — 『川崎市教育懇談会報告』を読んで」, 『季刊・教育法』67号, 1987年.
- (5) 川崎市教育推進事業検討委員会『川崎市教育懇談会「報告書」に係わる実施事項について』, 1988年.
- (6) 川崎市立工業高校改築構想委員会『川崎市立工業高等学校改築構想報告書 — 21世紀を展望したインテリジェントスクール —』, 1988年.
- (7) 三菱総合研究所『川崎市立工業高等学校専門図書館に係わる報告書』, 1988年.

C. 川崎市教職員組合関係

- (1) 川崎の教育を考える専門委員会『川崎の教育は今 — その現状と改革のための提言 —』, 1985年.
- (2) 地域に根ざした教育を探る専門委員会『「校区」からの教育改善を — 校区教育協議会の研究 —』, 1987年.

D. キャンパス都市構想関係

- (1) 川崎市文化問題懇談会『2003年・文化都市川崎をめざして — 11の柱・32の提言 —』, 1983年.
- (2) 日本計画行政学会編『高度情報社会へのシナリオ — 自治体の対応とその手法 —』, 学陽書房, 1985年.
- (3) 第2次川崎市文化問題懇談会『キャンパス都市・川崎の創造』, 1986年.
- (4) 日本計画行政学会編『進化する都市 — 「キャンパス都市・川崎」への道 —』, 毎日新聞社, 1986年.
- (5) 日本計画行政学会・「キャンパス都市・川崎」基本計画策定調査委員会『「キャンパス都市・川崎」基本計画策定調査・中間まとめ』, 1988年.
- (6) 日本計画行政学会・「キャンパス都市・川崎」基本計画策定調査委員会『「キャンパス都市・川崎」基本計画策定調査報告書』, 1989年.
- (7) 神奈川自治体問題研究所編『「キャンパス都市・川崎」構想』, 1987年.
- (8) 藤岡貞彦「地域再編と大学 — 『キャンパス都市・川崎』プランの場合 —」, 『月刊・社会教育』, 1987年3月号.
- (9) 「キャンパス都市・川崎」構想への『?』フォーラムの会編『キャンパス都市川崎ってなんだろう?』, 1988年.
- (10) 伊藤長和「川崎市の教育改革への取り組み」, 『月刊・社会教育』, 1988年5月号.
- (11) 路きよし「大都市の生き残り戦略と市民運動 — 『キャンパス都市・川崎』をめぐる33の?」, 『住民と自治』, 1988年7月号.
- (12) 海老原治善「まちづくりと教育をめぐって」, 『季刊・教育法』73号, 1988年.
- (13) 今井克樹「川崎市民の『?』 — 『キャンパス都市・川崎』プランとは —」, 『季刊・教育法』73号, 1988年.
- (14) 藤岡貞彦「問題の提起—企業社会と生涯学習—」, 原正敏・藤岡貞彦編『現代企業社会と生涯学習』, 大月書店, 1988年.

地域教育計画論研究（その一）

- (15) 黒沢惟昭「現代情報化都市と知の伝達構造の転換—『キャンパス都市』構想の希望と不安—」、『状況と主体』、1988年12月号。
- (16) 藤岡貞彦「生涯学習政策と高等教育計画」、『日本の科学者』、1989年4月号。
- (17) 荒井文昭「川崎市における『キャンパス都市』構想」、新田照夫編『地域に開かれた学園都市』、同時社、1989年。

7. 研究日程（1985～1989年）

5年間に渡る、東京大学教育行政学研究室における藤岡ゼミは以下のように進められた。

1985年度

10月22日、第1回ゼミ 藤岡先生より「地域教育計画を通じて戦後教育史のリライトを行いたい」との提案。具体的には①戦後教育市の中で60年代をとらえ直す。②戦後10年間の再検討—地域教育計画等—。③コミュニティスクール論。④現代教育計画論。⑤生涯教育論の検討。それを受け、ゼミ参加者は各自の問題意識に即した報告を行う。

- ・10月22日 梅澤収、佐藤修司（東京大学）「戦後教育史の中の60年代 大田、堀尾論文より」
- ・10月29日 石本祐二（東京大学）「高知県の学力問題」
- ・11月12日 広井多鶴子（東京大学）「障害児教育の問題」
- ・11月26日 新田和子（一橋大学）「中野区準公選制教育委員会について」
- ・12月17日 藤岡貞彦「寝屋川の確認書をめぐって」、安藤聰彦（一橋大学）「マンフォードの地域教育計画論」、尾崎正峰（一橋大学）「コミュニティスポーツ論」
- ・1月21日 世取山洋介（東京大学）「岐阜県の体罰事件」、山本由美（東京大学）「宗像誠也の教育委員会論」
- ・1月28日 尾崎正峰（一橋大学）「体育系クラブ問題」、藤本典裕（東京大学）「Bronx Park Community Projectの概観」

1986年度

4月、藤岡先生より、地域教育計画実態分析の提案。候補地として①神奈川県川崎市、②千葉県柏市、③大阪府寝屋川市、④長野県望月町、があげられる。①、②はともに教育行政が主体となった地域教育計画を進行中で

ある。③は主任制をめぐって教委と教職員組合との間に合意書が結ばれた事例であり、④は農村地帯での社会教育運動に特徴がある。理論研究とともに実際に現地調査・報告を行う。

- ・4月15日 宮田容子（都立大学）「教育改革における生涯学習社会論—臨時教育審議会答申の検討—」
新田和子「アメリカのコミュニティスクール」
- ・6月3日 谷雅泰夫（東京大学）「旧教育委員会法下における教育委員会の研究」
- ・6月10日 長谷川裕（一橋大学）「町田市の障害児教育運動」
平塚「望月町について」
安藤「川崎とは何か」
- ・6月24日 山本「寝屋川教職員組合の調査報告」
佐藤「いきいきとした川崎の教育経過をめざして」
玄（東京大学韓国人留学生）「韓国障害児教育の現状と改善について」
- ・7月8日 「地域社会の教育的編成」を読む。
- ・7月27日 ゼミ参加者、望月町訪問調査
- ・9月6日 前原健二（東京大学）「柏市教育計画の大要」
- ・9月16日 谷「望月町調査報告」
- ・9月30日 平塚「川崎市教育計画」

1987年度

地域教育計画調査の対象地として、神奈川県川崎市、千葉県柏市、長野県望月町が決定。ゼミ参加者、①川崎市グループ、②柏市グループ、③望月町グループ、④地域教育計画に関する理論研究グループを結成。それぞれ訪問調査、研究を行う。なお、東京大学内地留学中の新潟県民教育研究所の八木三男氏がゼミに参加した。

- ・4月14日 平塚、前原、世取山、山本、「『川崎市教育懇談会報告書』を受けて」
- ・4月28日 安藤「川崎キャンパス都市構想（日本計画行政学会）の浮上」
- ・5月12日 前原「『柏市総合計画』の紹介・検討、平塚「2001かわさきプランの検討」
- ・5月26日 石本、山本「望月町に関する社会同和教育」
- ・6月9日 尾崎、谷「『柏市教育計画』の紹介」
- ・6月30日 荒井、安藤、宮田、平塚、山本「川崎市の教育計画」
- ・7月7日 石本、山本「望月町調査報告」、荒井、宮田「川崎市聞き取り調査」一橋大学4年の松井氏も参加。
- ・9月8日 八木「アメリカ大学の日本進出と臨教審」

- ・9月29日 佐藤「教育計画と地域教育計画をめぐって」
- ・10月13日 前原「ユネスコの教育計画」
- ・10月27日 荒井、疋田、山本「川崎市の教育計画の進展—報告会、元校長への聞き取りなど」
- ・11月9日 山本「望月調査報告」
- ・2月16日 前原「柏市教育計画について」、世取山「教育法と労働法の交錯」

1988年度

東京大学でゼミが行われた最終年度の本年は、まとめにむけて、①川崎グループ、②柏グループ、③文献研究グループがそれぞれ報告を行った。

- ・10月18日 尾崎「柏市教育計画のその後」
 - ・11月8日 佐藤「地域教育計画論」
 - ・10月15日 安藤、山本「川崎市、答申その後の、ふれあい館、教委職員への聞き取り」
 - ・11月29日 谷「柏市教育長講演会 等」
 - ・12月13日 佐藤「地域教育計画論」、世取山「労働権保障と教育を受ける権利」
 - ・1月24日 谷「柏市地域教育会議聞き取り調査」
- 1988年度から1989年度にかけて、各グループ、個人などで調査を継続した。
- ・1月～3月 川崎市「キャンパス都市構想」市民報告会